

中世末期における

ドイツ鋳山業の繁栄とその特質 (一)

諸 田 實

一 問題の所在

二 十五世紀後半に始まるドイツ鋳山業の繁栄

三 領邦権力の「鋳業特権」とそれに掩護された前期的商業資本による「買占独占」(以上前号)

四 ゲヴェルクシャフトの変質過程(以下本号)

[A] 鋳夫組合の形成と「採鋳自由の原則」

[B] 鋳夫組合の再編と「反独占運動」

(一) Lehnenschaftの展開

(二) 鋳山持分の細分化と集中・大鋳山所有の成立

(三) 鋳山労働者層の形成とその蜂起

(四) Pfennerhandelの意義

四 ゲヴェルクシャフトの変質過程

前節までにわれわれは、十五・六世紀ドイツ鉱山業の劃期的繁栄と、領邦権力及びそれに結びついた前期的商業資本の強力な鉱山支配とに着目し、その代表的事例とも云うべきザクセン王室とフツガー家とによる鉱山支配を考察した結果、その形態に顕著な相違が見られることを明らかにした。ザクセンとオエスタライヒ（ティロール及びウンガールン）とにおけるこのような鉱山支配の形態の相違は、夫々の地域における鉱山業の内部事情の相違、ひいては夫々の地域の鉱山業を含む経済的構造の相違に規定され、むしろそれに適合したものであったのではなからうか。以下このような観点から、鉱山業内部に目を向け、ゲヴェルクシャフトの変質過程を追求することによって、「鉱夫層の分解」の方向を明らかにしたいと思う。尙、ここで云う「ゲヴェルクシャフト」Gewerkschaftとは広義のそれを指し——以下「鉱夫組合」なる訳語を当てることにする——、狭義のそれ、即ち企業形態研究史上いわゆる「鉱山共有組合」に限らないことを、予めお断りしておく。

〔A〕 鉱夫組合の形成と「採鉱自由の原則」

ドイツにおいていつ頃から、鉱山業（採鉱・精錬）が、農業から分離した独自の生産部門として、自立的な生産者（鉱夫・鎔夫）によって継続的に営まれるようになったかについては、尙不明な点が多いが、「採鉱自由の原則」Prinzip der Bergbaufreiheitの考察から、鉱夫組合の形成の問題に近づいて行こうと思う。

「鉱業特権」と並んで「鉱業法」の基礎をなしたといわれるこの「採鉱自由の原則」は、鉱夫定住地 Bergmanns-

Kolonie——乃至その成長としての鉱業都市——に対して、ランダスヘルがさまざまの自由を保証した事実を指すのであるが、これまでの研究によれば、その主な内容は次の如きものである。²⁾ ① 試掘及び採掘の自由。鉱夫は一定地域内で、地表保有者の許可を必要とせず、試掘坑を設け、またランダスヘルの許可によつて採掘坑を設けることが出来る。云うまでもなくこれが、「採掘自由の原則」の骨子をなすが、その他これを支えるものとして、② 定住の保証。居住の爲の宅地、菜園を貸与された他、道路、水流の利用、耕地や牧草地、共同地の利用などが保証された所もある。③ 生活必需品の製造、販売。パン焼、屠殺、酒類の醸造及びこれらの Kaue (豎坑入口の上屋) での販売が認められた。④ 法制的権利。Schöffen, Bergrichter などの役員を選び、低級裁判権を行使することが出来た。これらの自由は、「解放状」或は「鉱業法」によつて規定されたもので、直ちに封建的諸規制からの完全な解放を意味するものでないのは云うまでもなく、むしろ後年、「都市による農村支配」(ペロウ)の拠点となつた「特権都市」に経上つてゆく素地をなすものとさえ云えるであろうが——Zwing u. Bann の歴史的性情の変遷を想え——、ともあれ鉱夫の Gemeinwesen が、「採掘自由の原則」を獲得したことは、それに先立つて事実上、自立的な鉱夫による採掘・精錬活動が継続的に営まれていたことを示すものと云えよう。³⁾

このような鉱夫の Gemeinwesen 即ち鉱夫組合の形成とそれを前提とする「採掘自由の原則」は、鉱山業の先進地例えばフライベルクでは、十三世紀の中に既に確立されていたようである。前述の「フライベルク鉱業法」は、これに関して、鉱夫組合の内部に次のような注目すべき事情が現われていたことを明らかにしている。(一) 持分関係の成立とその觀念化。「鉱業法」A 二十二、二十三条及びそれを敷衍した B 二十一—三十四条は、同一鉱山に関与する者の相互關係、換言すれば採掘権の分裂から生じた關係を扱っている。発端はともあれ——*einer primo meatum sus-*

ceit——当時のフライベルクでは採掘権の複数の担い手たる鋳夫の間に、「鋳山持分」 Bergteil と呼ばれる持分関係が形成されていた。さて、A二十二条では、この持分は「坑道の一定部分」として実在的に考えられている。恐らく持分は、最初実在的持分を意味していたであろうが、他の史料から推測すれば、十四世紀には「採掘された鋳石とそれに要した費用とに対する分け前」としての観念的持分が一般的となっていたようである。このような持分の観念化は、持分の売買を惹起し、外部の貨幣所有者の持分買占を可能にする一の条件が既に形成されていたことを意味している。(1) Kostvertrag の成立。採掘権の担い手(坑区所有者)としての鋳夫は、本来自ら採掘労働を行っていた。換言すれば、鋳夫組合は本来持分関係に結ばれた直接生産者の共同体であった。シュモラーのいわゆる「労働共同態」Arbeitsgenossenschaft である。ところが十四世紀の「鋳業法」は、鋳夫組合の内部に、直接採掘労働に携わることなく鋳山経営の為に一定の費用を提供する鋳夫 kostzahlende Gewerke と、依然として採掘労働に従事する「働く鋳夫」 arbeitende Gewerke との、分化が起っていたことを明らかにしている。Kostvertrag はこれら両者の間に結ばれたものである。「鋳業法」A十七条によれば、Kostvertrag には、費用の支払を一定期間毎に行う“kost uf tage”と、一定の仕事の進行に応じて費用を支払う“kost zu wurfen”との二形式があつたが、鋳夫組合内部に一旦このような条件が成立するとそれは外部からの資金調達をも容易にし、こうして一部の鋳業都市には、費用の支払に関して鋳夫組合と外部の鋳夫 kostzahlende Gewerke との間を仲介する「代理人」Verweser, Procuratores が現われ始めたと言われる。(2) 坑夫 Häuer 鋳山労働者の出現。Kostvertrag の成立は当然鋳夫間の持分所有の不平等を前提していたが、更に「鋳業法」A二十二、二十三条は、鋳山持分を持たず採掘労働にのみ従う坑夫 Häuer, „heuer“ 即ち鋳山労働者 Bergarbeiter の存在を明らかにしている。この条文がA全体の補遺的な条文であつたこ

とは、坑区（＝鉦山持分）所有者としての「鉦夫」Gewerke と無所有の鉦山労働者としての「坑夫」Häuer との分離が、当時既に無視出来ぬ程に進行していたことを推測させる。両者の分離は Lehnenschaft と呼ばれる経営形態、即ち坑区の全部又は一部を採掘した鉦石に対する一定の持分と引換えに継続的に第三者に貸与する形態の下で、特に顕著に見られたが、その場合の鉦夫の地位の高さを考慮すれば、持分を失った坑夫の出現は、基本的には採鉦活動の展開に伴う鉦夫層の萌芽的分解を示す一現象と云うことが出来よう。併しかかる坑夫の雇傭については、それが鉦脈の発見に伴う繁栄期にのみ現われるという間渴的、性格のものであった点、及び個々の鉦夫によつてではなく鉦夫組合によつて雇われる形が多かつた点を指摘しておかねばならない。このように十三・四世紀のフライベルク地方では、持分關係で結ばれた鉦夫組合が根を下ろし、而もその枠内で鉦夫層の分解が萌芽的に進行していたのであった。

以上のようなザクセン鉦山業の先進的發展を齎したいわば生産力的基礎として、次の諸点を挙げることが出来る。まず堅坑、Schacht 構築に伴う鉦業經營の確立である。通説によれば、十三世紀鉦山業の第一の繁栄期は、以前の地表での採取、Oberflächenbetrieb — 例えば砂金採取や簡単な露天掘 — から地下での採掘、Unterirdischenbetrieb へ進歩した時期とされ、その技術的なメルクマールとして堅坑の構築が挙げられているが、『鉦業法』は、A 十二条で一坑区につき三個の堅坑を標準とする堅坑中心の採鉦方式を定めたのみでなく、B 四—十五條には、次の技術的進歩を表示する横坑、Stollen に関する規定さえ含まれている。横坑は、ドイツ鉦山を不斷に悩ました地下水の湧出を克服して地下深くでの採掘を可能にするため、堅坑の下に水平或はやや傾斜して掘られた排水・換氣用の坑道であるが、その横坑構築に伴うさまざまな法關係が「鉦業法」の中で正面から取扱われていたことは、当時のザクセン鉦山業の發展を示すものとして注目に価いする。次に採鉦・鍛鉦（精鍊）兩部門間の分離も挙げねばならない。鍛夫は「森の人」

Silvanu, Waldente としてかなり早くから史料に現われているが、最初は恐らく採鉱・鑛産を兼営していた場合が多かつたのではないかと思われる。併し『鉱業法』Aが、'Welch man waltwerk hat und teil an eyner grube, do erz ist, der sal in dy grube nicht varen. Unde alle waltwerchen dy sullen in keyne grube varn, do erz ist, dy wile sy do Waltwerkes phlegen, und keyn hewer sal ouch nicht waltwerk haben'. (A S 23) と両者の結合を禁止しているところから見ると、当時ザクセンにおいては既に採鉱部門と鑛産（精錬）部門とが分離していたのであろう。初期の鑛産所については不明な点が多いが、燃料材その他の調達について特別の保護を受けると共に鉱夫の *Gemeinwesen* の必要を充たすべきものとしてその枠内に置かれるといつた。「村の施設」*Gemeindeanstalt* のような姿を取つていたのではあるまいか。更にわれわれは、鉱山業をもその一環として含むザクセン経済の先進的な発展を指摘せねばならない。この地方が当時のドイツにおける農村工業の中心地をなし、局地的な分業關係に基いて小市場地が農村内部に簇生していたこと、且つこの地方がヴェリカツイオン解体の典型的に行われた地方であつたことは、既に指摘されているところである。

以上十三・四世紀のザクセンにおいて、鉱夫の *Gemeinwesen* が「採鉱自由の原則」を享けていた事実を手がかりに、持分關係で結ばれた鉱夫組合の形成とその枠内での萌芽的な分解の進行とを明らかにし、併せてその基礎をも考察したのであるが、このような発展は、もちろん経済的先進地ザクセンでまず現われ、他の地域ではかなり遅れていた。十四世紀の『鉱業法』の基礎に——従つて事実上それ以前に——あつた「採鉱自由の原則」は、開採の遅れた鉱山では、十五・六世紀の『鉱業条例』や *Bergweistum* の中で始めて確認されることが多かつた。例えば、一四八四年シュレジエン大公の發した条例、一五〇九年のライヘンシュタイン条例、グレーゼニツヒ（一四九二）、カル（一四九

四)、メッケルニッヒ(一五七七)及びシユライゼン(一五四七)の各 Bergweiser、ヴェルテムヘルクでは一四九五年及び一五二二年の Herzogsbrief、上部ラインでは著名な一三七二年のプライスガウの Weistum、及び一五一七年のオエスタライヒ大条例など。またザクセンでも、後に開發されたシユネーベルクでは、一四八一年の解放状 Freiheitsbrief、などはその代表的なものである。^(註)但しこの場合には、『フライベルク鉱業法』がモデルにされながらも、「採鉱自由の原則」に備わる領主による特権の保護という側面が強く現われ、定住の保証はむしろ労働力の緊縛として、生活必需品の製造・販売は同時に周辺の農村工業の制限として、また法制的権利は領邦権力の末端機構の整備という歴史的性格を帯びていたことに注意すべきであらう。

(1) 「鉱夫組合」の変質過程は、鉱夫層の分解を表現するものとして当時の鉱山業の研究にとつて見逃すことの出来ない重要な問題であるが、これに関する従来の研究は、「鉱夫組合」の制度を靜態的に扱っているだけで、その変質過程を正面から取扱つたものは殆ど無いといつてよい程である。ここではその大掴みな見通しを与えているものとして M. Weber, Wirtschaftsgeschichte, SS. 167ff. 黒正・青山訳「一般社会経済史要論」上三三一頁以下のみを挙げておく。

(2) A. Zycha, a. a. O., SS. 178-187; G. Schmoller, I SS. 677f.; J. Kulischer, a. a. O., SS. 223f.; O. Hue, a. a. O., SS. 89ff., 111ff.; H. Ermisch, a. a. O., S. XXXIX; O. Hoppe, a. a. O., S. 16; M. Schnürten, a. a. O., S. 7; E. Gothein, a. a. O., SS. 590ff., 613ff. 本稿 III [A] 前号一五一—一九頁。

(3) このような「採鉱自由の原則」の内容を、ほぼ同じ頃に現われた「都市法」Stadtrecht や「判告書」Weistum、或いは「ツント特許状」Zunftbrief などの内容と比較することは興味深い。これらは「ドイツの立法における大きな動きの一部として現われ」(スルンホルト)その限りで、ライネ・グルントヘルシャフトに基礎を置く領地支配体制成立期の経済的發展の一所産である。イナマ以来の経済史家が、通常、技術の進歩と並んで、鉱山経営の担い手としての鉱夫(直接生産

者)のゲノッセンシャフトの形成を、十三世紀の鉱山業の発展を示すメルクマールと考えたのも、またこの点に関連して
n. K. Th. v. Inama-Sternegg, a. a. O., Bd. 3, II SS. 153ff.; F. Lütge, a. a. O., S. 68.

- (4) A. Zycha, a. a. O., SS. 238f.; G. Schmoller, I SS. 663ff.; H. Ermisch, a. a. O., SS. LXXXVIII ff.; J. Kullischer, a. a. O., SS. 222ff.; O. Hue, a. a. O., SS. 156f. 「鉱夫」Gewerke, laborator, cultor, concultor, colonus principalis, magister fodine, montani とは、語義的には「共に働く者」を意味し、鉱山業のみでなく広く Innungsgenosse にも用じられた。一一八五年のトリエントの「鉱山に関する協約」に既に „verchi“ (Gewerke) が現われているが、一二一四年には同地の司教は、一銀山の鉱夫数を四人と定めている、彼等は一日三交替又は四交替で入坑していた。「フライベルク鉱業法」の *Mitbaurecht* が „dritte Schicht“ と呼ばれているのは、同地方における三交替の存在を推測させるが——第三組の採掘した鉱石が領主に納められる——、一般には六時間四交替が多かったと云われる。十五世紀のフライベルクの一事は „und das sollen sie also halten mit dem wechsel des houwes und suberns die obin geschriben stunden ganz uß.“ (Frb. UB., II S. 97) と、一切羽で二人の鉱夫が交替で採掘 *Hauen* と整理 *Säubern* を行っていたことを伝えているが、このように二人一組、四交替とすれば一グループは最少四人、一日一度の入坑なら八人になる訳である。シュモラーは、この古い「労働共同態」から発展して、十三・四世紀には、一六人が一グループの平均人数であったと述べている。併し十四世紀の鉱夫組合は、その基底にかかる古い関係を残してはいたが、その転化形態として、規模の点でも内部関係の点でも、遙かに複雑な構成を示していたに違いない。特に、鉱夫組合成員の持分の存在形態と組合所有の坑道における労働過程とについては、不明な点が多い。

- (5) „Das Freiburger Bergrecht“ A § 14, 17 B § 26; L. Bernhard, Die Entstehung und Entwicklung der Gedingeordnungen im deutschen Bergrecht, in: Staats- u. sozialwissenschaftliche Forschungen, hrsg. v. G. Schmoller, Bd. 20, Heft 7, SS. 8-16. この論文の中でメルクンハルトは、ドイツ鉱業立法における Gedingeordnungen

—Lohnarbeiter の労働条件に関する諸規制——の成立史を、Kostvertrag (Gewerkenvertrag) → Lehnenschaft → Gedingeordnungen の三時期に整理し、それらが夫々の時期における鉱業労働力の主要な存在形態 arbeitende Gewerke → Lehnshäuer → Lohnarbeiter に対応して来た、と主張してゐる。Kostvertrag に関する規定は『フライエンルック鉱業法』を始め十三・四世紀の幾つかの「鉱業法」に見られ、Gedingeordnungen に関する規定は、十五世紀末以降の「鉱業条例」に現われてゐる。両者の段階的差異はこの点からも明らかであらう。O. Hue, a. a. O., SS. 159f. を参照。
尚スルンハルトのこの論文に対しては、Zycha のかなり厳しい批判があることも附記して置く。A. Zycha, Zur neuesten Literatur über die Wirtschafts- u. Rechtsgeschichte des deutschen Bergbaues, in: VSWG. Bd. 5, 6,

33, 34, bes. Bd. 6 SS. 268-76 (以下 Zycha, Miscelle を略す。)

(9) „Das Freiburger Bergrecht“ A & 21 B & 28 條に、Lehnenschaft の成立は、横坑坑区に関する限り、鉱夫の同意のみにて行われ、Bergmeister の承認を必要としなかつた、と云う規定に注意すべきである。Lehnenschaft に就いては、H. Ermisch, a. a. O., S. XCIV; L. Bernhard, a. a. O., SS. 21ff.; O. Hue, a. a. O., SS. 162f.; A. Zycha, a. a. O., SS. 286ff.; O. Hoppe, a. a. O., S. 68; G. Schmoller, II SS. 1002ff. など。詳しくは次の [B] [1] に採られる。

尚この過程は、十二世紀以降農村に進行したウイリカツトイオン (Hofverband) の解体、フーへの分裂の過程と関連させ、把握する必要がある。W. Wittich, Die Grundherrschaft in Nordwestdeutschland, SS. 324ff.; ders., Epochen der deutschen Agrargeschichte, in: G. d. S. VII. Abteilung SS. 11ff.; C. J. Fuchs, Deutsche Agrargeschichte, in: Wörterbuch der Volkswirtschaft, 3. Aufl. S. 349; F. Lütge, a. a. O., SS. 102ff.

(7) 例へば鉱夫の義務の一として Zycha が挙げている「自ら採掘労働すること、或は代りて働く者」の Arbeitslohn を「鉱夫組合」に提供すること」(傍点引用者)と云う規定に、この点が必要と見られる。A. Zycha, a. a. O., S. 266; G.

Schmoller, I S. 702, II S. 1003.

(8) ここで、シュモラーに依拠しつつ、当時の鉱山業で用いられていた道具について一瞥しておく。採鉱具としては、鉄錐 *Faustel*、木槌 *Schlegel*、鶴背 *Keilhauer*、鉄熊手 *Kratze*、斧 *Hacke*、シヤベル *Schaufel* などが用いられていたように、『鉱業法』A 十条にもこの中二・三の名が見えている。その他採掘及び碎鉱用の鉄と坑内照明用の脂とが、採鉱上不可欠とされていたことを、後に述べる *Premnerhandel* との関連において指摘しておく。搬出具としては綱又は鎖を用いた巻揚機 *Haspel* と並んで、手押車 *Kübel*、革製の手桶 *lederne Zober*、革袋 *Bulgen* 及び籠 *Körbe* などが用いられた。革製の用具は恐らく排水用であろう。大きな鉱山では、動力用の馬や水車が十三世紀には既に用いられていたようである。採掘された鉱石は坑外へ搬出され、選鉱 *Auslese*、碎鉱 *Zerkleinerung*、*Pochwerk*、篩 *Durchsiebung* の行程を経て砕き篩された。G. Schmoller, I SS. 665f.

(9) 地下水の湧出については高村象平「ゲーテと鉱山」同氏著「経済史随想」所収、本稿三〔二〕前号二九頁註(14)などを参照。横坑の起源に関して、中世ドイツ鉱山業の主要史料の中では、トリェントの史料(一一八五—一三二七)やゴスラーの記録(一二七一)には未だ横坑は現われていない。シュタイエル鉱業条例(一三三六或は一三四六)も「(恐らくは一日に)一〇 *Kübel* 足らずの鉱石を採掘し、従つて何等の *Pergrecht*、即ち賃租又は持分をも領主に納めない小規模な坑道」について述べ、横坑には触れていない。バイエルン及びオエスタライヒ地方に大きな影響を及ぼしたシュラートミンク鉱業状(一四〇八)は、三条で横坑を露天掘と対立させ、二十二条で再び「採掘の補助的役割を果し、空気を送り水を除くための」横坑について述べている。十三世紀半ばの『イグラウ鉱業法』が、横坑に関する詳細な規定を含んだ最初のものであった。G. Schmoller, I SS. 667f. 横坑の建設が同時に、費用の調達を通じて外部の資金前貸商人の鉱山業への介入を漸らしたことも忘れてはならない。

(10) H. Ermisch, a. a. O., S. XCVII, S. 19; G. Schmoller, I SS. 687-693; K. Th. v. Inama-Sternegg, a. a. O.,

Bd. 3 II SS. 192ff. 前掲拙稿「史学雑誌六五の二」一〇—一三頁参照。

(11) この点は今後の研究の大きな角度から充分に検討されねばならぬ。Quellen zur Älteren Wirtschaftsgeschichte Mitteldeutschlands, II Teil: G. v. Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters; 松田智雄『都市経済』概念と農村工業論「理論と統計」所収、などを参照。

(12) A. Steinbeck, a. a. O., SS. 141ff.; O. Hue, a. a. O., SS. 111ff.; M. Schnürren, a. a. O., SS. 5ff.; E. Gothein, SS. 613ff.; O. Hoppe, a. a. O., SS. 16f.

[B] 鉱夫組合の再編と「反独占運動」

[一] 十五世紀後半半鉱山業の繁栄が開始された頃、先進地帯ザクセンでは既に第一の繁栄期を経過し、右に見たように鉱夫組合の形成と変質が、ある程度進行していた。即ち、持分関係で結ばれた鉱夫組合が一定の坑区を所有し、*Communitar possidetur*——その構成員である個々の鉱夫は採掘された鉱石を夫々の持分の大きさに比例して配分し、これを自己の計算で鋸削して⁽¹⁾いた。彼等の間には既に、持分に比例した“Kost”を払い込んで採掘労働には従わない、いわゆる *kostzahlende Gewerke* が現われ始めていたが、併し大部分は依然として自ら採掘労働に従事し、共同の支出——*Samkost* 或は “Kost” と呼ばれた——を負担する義務を負っていたが、この “Kost” は、揚水機や搬出設備を始め採掘に必要な鉄・脂・革・木材などの調達や組合役員の給与などに当てられた。鉱夫組合にとつて、凡そ採掘を続けるために “Kost” の支払即ち「払込」*Zubube* が不可欠であつたことは、当時の一語が卒直に語っている。「⁽²⁾ 鉱夫のアルファベットは Z に始まり A に終る」(Z は払込 *Zubube* を、A は採掘された鉱石 *Ausbeute* を現わす)。

——中世末期におけるドイツ鉱山業の繁栄とその特質——

と。組合は、坑内外の秩序を維持し且つ採掘を続けてゆくために、歛夫集会 *Gedinge, Raitung* を開催して重要事項を議決し、*Schichtmeister, Steiger, Hutleute* などの組合役員 *Gewerkschafts- od. Grubenbeamte* を選挙した。⁽²⁾そして歛夫相互間の持分所有の不平等が持分の觀念化と共に拡大し、持分所有からフライな坑夫層が萌芽的に成立していたことは、既に指摘した通りである。

このような事情は、十五・六世紀の繁栄の過程で急速に変化したが、以下その時期に見られる二・三の特徴的な現象をとつて、歛夫組合の変質過程を追求しようと思う。

(1) *Lehnschaft* の展開。まず十五・六世紀の歛山業に、*Lehnschaft* と呼ばれる経営形態が広汎に展開していたことが注目される。① *Lehnschaft* は、特権領主から坑区の貸与を受けていた歛夫組合が、その全部又は一部を「又貸し」して一定の割合で採掘された歛石を徴集するという形態で、その発端はかなり古く、十四世紀の『歛業法』A 二十一条も *Lehnschaft* によつて坑区の「又貸し」を受けた坑夫 *Lehnhauer* について述べている。併しこの形態の急速な普及を促進したのものとしては、横坑の構築が大きく与つていたと云われる。「横坑坑区」に関して歛夫の経済的・法的地位が著しく高く、その貸与(又貸し)も歛夫の一存によつて行われたことは、「横坑の最も重要な権能」を定めた条文と云われる『歛業法』B 八条に明らかであるが、このように歛夫層の上昇を前提として歛夫と坑夫との間——特権領主は関与せず——に結ばれた「坑区又貸し」の形態であつたことが、*Lehnschaft* の第一に挙げらるべき特徴である。従つて *Lehnschaft* の成立によつて、特権領主から坑区の貸与を受けていた歛夫組合の下に、更に一種の *Untergewerkschaft* (ホルムミン) が形成された訳である。Zycha がこれを「歛山に対する關係の第二次的な形態」と呼んでいるのも、この意味であらう。⁽³⁾ ② *Lehnschaft* の及ぶ範囲・期間・条件などは、歛夫組合と坑夫双方の代表

——後者は *Obmann* 或は *Lehnträger* と云う——の間に結ばれた契約によつて定められたが、期間は世襲的なもの *Erblehnschaft* から次第に一年以上の一定期間に變つていった。鉱夫は通常、坑夫に対して巻揚機、手押車、索綱、排水用革製品などの生産用具を貸与し、*Eigenschaft, proprietas* と呼ばれる一定の割合の採掘された鉱石を獲得していた。その割合は、十五世紀末のフライベルクの史料では、大部分領主への 1/10 を除いた残りが鉱夫と坑夫の間で折半されており、また *Hoppe* はシュネーベルクについて 2/7 という例を、*Bernhard* はシヨンベルクについて 1/7 の例を報告している。この 1/7 の割合は特別に軽い場合であつて、1/2 乃至 1/3 が多かつたようであるが、ともあれ、*Lehnschaft* の第二の特徴として生産用具の貸与を伴う、鉱山における一種の分益小作 *Teilbau* という点を挙げることが出来る。⁽⁴⁾ ③ *Lehnschaft* の規模についてティロールのシュワーツ鉱山に関する個別研究は、*Zycha* の紹介によれば、極めて注目すべき事実を指摘している。即ちシュワーツの中でも最大の産出量を誇つていたファルケンシユタイン地区では、一五五六年各坑道が最高実に九一、最低四の *Lehnschaft* に分割貸与され、同じくラッテンベルク地区では一五九〇年最高二坑道に五五の *Lehnschaft* が成立していた。そして一 *Lehnschaft* に属する坑夫数は、平均して前者ではほぼ四人、後者では二人強、また *Ehrenhard* の *Bergbuch* によれば二―四人であつたと云う。鉱山の繁榮に伴つて、後述するように細分された鉱山持分が少数の手に集積されていったのと同じに、而もそれと全く逆に、龐大な數にのぼる單純協業に基く小規模経営が広汎に展開し、鉱山業における基幹部分たる採掘行程を受持つていたのであつた。

Ⅱ 鉱山持分の細分化と集中・大鉱山所有の成立。われわれは先に、十三・四世紀に既に鉱山持分が「坑道の一定部分」としての實在的意味から「採掘された鉱石とそれに要した費用とに対する分け前」としての觀念的意味へ、移

行し始めていたことを指摘したが、このような持分の観念化のいわば到達点として、十五・六世紀の鉱山業に特徴的な鉱山株、Kux 制度を考へることが出来る。鉱山株制度は最初ボエーメン乃至ザクセンに發生したと思われるが、その数は鉱山の種類と規模に応じて異なり、次第に増加する傾向にあつた。銀山では八を基準とする倍数で初期には六四以下、十五世紀末以降一坑道一二八株分割が普及したが、この事態を眼前に見ていたアグリコラは、シュネーベルク銀山では一二八株の中鉱夫に一二六、領主と教会に一つづつ、ヨアヒムスタールでは同じく鉱夫に一二二、地表保有者に四、領主と教会に一つづつ属していた、と述べたのち、『最近では二・三の地方で更にいま一つ、貧しい者に属する一二九番目の持分が加わるようになった』と附加している。一四七七年ザクセンの鉱業官僚によるシュネーベルクの一五三坑道の調査は、鉱山株について次のような興味深い結果を示している、(第十・十一表参照)。第十表は「一坑道当りの株数」を示しているが、①一五三坑道の凡てが一二八株乃至それ以上に分割され、②その中一二八株及び二五六株に分割された坑道が圧倒的部分(八九・五%)を占めていた。持分の観念化はこのように持分の細分化を意味していたと云える。また、同じ調査に基づく「一株当りの評価額」を示した第十一表によれば、この場合同一坑道内の株は凡て同一価格に評価されている

第10表 シュネーベルク銀山の鉱山株

一坑道当り株	坑道数
128	87
136	1
256	50
384	12
512	2
640	1

が、①六割以上は三〇G以下であり、②併し評価額は最低五Gから最高二四〇〇Gまで、収益の多い坑道と収益の少ない坑道との差は甚だしく開いている。従つて法的には等しく鉱山株の坑道持分所有者であつても、収益の多い鉱山株の持分所有者と収益少いその所有者とはその経済的意味は全く異つていたのであり、われわれもその点に留意して持分所有の変動——持分の再分配・集中——を検討しなければならない。

第11表 シュネーベルク銀山の鉱山株

株当り 一評 価 額	坑道 数
5	1
10	33
12	1
15	13
20	40
25	5
30	7
35	1
40	3
50	5
60	6
80	10
100	6
140	1
150	1
200	8
300	3
400	2
600	1
800	2
1500	2
2400	2

この点についてザクセンのフライベルク及びシュネーベルク両鉱山を比較すると、十三世紀以来採掘の続けられて来た前者では、従来からの鉱夫II小生産

者に混つて同市の商人による持分所有が現われていたにもせよ、尙持分所有者の大部分は同市又は近辺に住んでいたのに対して、新たに開発され急激に隆盛に向つたシュネーベルクでは、數百Gもする株は当然それに伴つて多額の「払込」を必要としたから、前述のM・レーマーのような一部の成功者を除けば、一般の鉱夫II小生産者の手では増大した資金需要を賄うことが出来ず、同鉱山の有力な持分II鉱山株所有者にはザクセン侯を始め官僚、貴族、修道院、市参事会、就中ニュルンベルクを始めとする中・南部ドイツ諸都市の大商人が名を連ねるに至つた。前表に示された一株二四〇〇Gと評価された二坑道 Alte Fundgrube 及び Rechte Fundgrube 同しく一五〇〇Gと評価された二坑道 Fürstenstollen 及び St. Georg の株は、何れもザクセン侯とM・レーマーを含む大商人によつて占められていた。当時、各組合から提出された決算報告の監査のために任命された監査役 Rechenherr の内訳が、都市代表六人——Nürnberg, Magdeburg, Erfurt, Leipzig, Zwickau, Freiberg——、聖界・貴族代表各一人であつたことは、この事情をよく示している。Hoppe の研究によれば、同鉱山の有力な鉱夫は多くこれら六都市に住居してシュネーベルクに「代理人」Anwalt を置いていたと云う。テイロールのシュワーツ鉱山でもほぼ同様な傾向が見られる。同鉱山の開発——その時期は十五世紀半ばとも云われ、前半とも云われているが——は主として Innsbruck, Hall など附近の都市

市民の手で進められ、一四六一年『シニワーツ鉱山の鉱夫』 „*gewerkin des perkwerchs zu Swatz*“ から大公に提出された意見書に記されている鉱夫——Hans Fuger, Hermann Ringsmaul, Jacob Tennitzl, Benedict Stolprok, Hans Sigwein, Jorg im Stockach, Lienhart Perensteck, Oswalt Gescheff, Hanns Schrotter——も大部分がティエロール国内の「土着の鉱夫」 Einheimischer であつた。併し十五世紀末以降フツガー家を始めとする南ドイツ諸都市の大商人 Ausländer が、既に見たように「土着の鉱夫」の生産した鉱産物の買占、特に「特権」に基づく買占と信用供与とを通じて鉱山業に介入し始めるにつれ事情が変化する。一四八六年、五二六六三Mに達したファルケンシユタインの銀産額は Tennitzl, Fuger, v. Ross, Jaufner, Perl, Hofer u. Grünhofer など「土着の鉱夫」によつて挙げられたもので、当時は尙フツガーもバウムガルトナーもホエツヒシユテッターも採掘に加わつて居らず、「外来の鉱夫」 Ausländer としては僅かにニエールンベルクの Peter Ru mが知られるのみであつたが、産額が最高に達した一五二三年には、五五八五五Mの中一四〇〇〇M以上がバウムガルトナー、三〇〇〇M以上がホエツヒシユテッター、一七〇〇〇Mがフツガー及びシユテツクルと、全産額の六割余が四人の「外来の鉱夫」によつて生産されていた。十六世紀前半のティエロールでは、Windisch-Matrai 裁判区や Kitzbühel 裁判区のように、古い關係を残し雑多な成員から成る多数の小鉱夫組合の存した産額の少く重要性の低い鉱山地帯と、Unterinnthal や Rörerbühel のように、「外来の鉱夫」特に南ドイツ大商人の手に持分が集積されていつた産額の多い鉱山地帯とが、対照的であつたといふ。ウンガルンやシユレジェンのように鉱夫経営の基礎の脆弱な地方では、この過程がヨリ急速に進行したことは既に指摘した通りである。

そこで、細分化された観念的持分——それが鉱山株という形態をとると否とを問わず——の集積によつて成立した領邦権

力・前期的資本による大鉱山所有を、フッガー家を例にとつて立入って検討してみよう。一五二七年の「財産目録」の「シエワーツ支店」の項には、テイロールにおけるフッガー家の鉱山所有が詳細に記載されている。(第十二表参照)。フッガー家はフアルテンシュタインには四五坑道に一口の10 $\frac{1}{4}$ 持分から一口の1 $\frac{96}{100}$ 持分に至る八六口の持分をもち、以下同様にして総計一五一坑道に二三二口の持分を持っていた——精錬所はこの場合考察外におく——。小規模の

第12表 ファーロールにおけるフッガー家の鉱山所有

鉱山名	持分の存在する坑道数	持分の配																					
		10 $\frac{1}{4}$	9 $\frac{1}{4}$	36 $\frac{1}{4}$	33 $\frac{1}{4}$	31 $\frac{1}{4}$	26 $\frac{1}{4}$	25 $\frac{1}{4}$	24 $\frac{1}{4}$	21 $\frac{1}{4}$	20 $\frac{1}{4}$	18 $\frac{1}{4}$	16 $\frac{1}{4}$	15 $\frac{1}{4}$	14 $\frac{1}{4}$	12 $\frac{1}{4}$	11 $\frac{1}{4}$	10 $\frac{1}{4}$	9 $\frac{1}{4}$	8 $\frac{1}{4}$			
Falkenstein	45																		1	1			
Schneeberg	18																				2		
Gossensaß	13																				1		
Allriss	1																						
Lafeisch u. Fumperlach	5			1															1				
ruige wechsel	2											1											
Ratenberg	11					1															3		
Geyr	11		1																		2		
Gros u. klain	32			1				1													2		
Lientz	7		1								1												
Clausen	6							1															
合計	151	1	2	3	1	1	1	1	1	1	2	3	2	1	1	1	1	2	3	1	2	2	9

鉱山名	持分の存在する坑道数	持分の内訳																持分数		
		7/4	6/4	5/4	4/4	3/4	2/4	1/4	3/16	1/6	1/8	3/32	1/12	1/16	3/64	1/24	1/32		1/48	1/96
Falkenstein	45	2	8	6	9	10	5	2	5	1	17	5		2	2	3	5	1	1	85
Schneeberg	18		1	1		4	5	6			11			1						30
Gossensab	13	1	2	1	2		5	1	1		4									18
Allriss	1				1		1													1
Lafetsch u. Rumpelach	5		1				1				1			1						6
ruige wechsel	2							1							1					4
Ratenberg	11		1	1	2		1													11
Geyr	11		1	1																11
Gros u. Klein	32		2	1	10	3	3	1			5		1	6				1		43
Lientz	7					1	1				1									14
Clausen	6		1			1	3	1	1		1									8
合 計	151	4	17	9	23	18	25	12	7	1	39	5	1	10	3	3	6	1	1	232

持分が多数の坑道に分散していたという鉱山所有の特徴——これはフッガー家のみの例外ではなく、当時の大鉱夫にとって一般的であったと云われている——を、先に述べた *Lehnschaft* による小経営の展開と統一的に扱えれば、「フッガー家の時代」の商業資本の繁栄（「商業独占」）の生産的基礎をなしていたドイツ鉱山業には、分散した小持分の集合から成る大鉱山所有と、分益小作的な小規模の鉱業経営という特徴が、明瞭に看取されるであろう。このように、一方鉱業経営特に採掘行程において「古い自立的な小経営の体制が維持され」たのみでなく、繁栄につれて広汎に展開された

のに対し、他方持分所有が少数の大商人或は彼等の結成した会社の手集中した結果、且て坑区所有者II小生産者の結合であつた鉱夫組合は、次第に構成員に變動を生じて持分所有者II商人の特権組合に近づき、鉱山業に対する出資者の一種企業的結合という性格を色濃く帯びることになった。企業形態研究史上の *Gewerkschaft* がこれである。十六世紀には坑道の結合いわゆる *Zusammenschlagung* ⁽²⁵⁾ の進行と絡み合つて、鉱夫組合の統一 *Konsolidation* が屢々領邦権力の援助を受けながら進められ、またこれに伴つて組合制度自体にも種々の変化が見られるに至つた。⁽²⁷⁾ こうして十五・六世紀の領邦国家成立期には、広汎に展開した分益小作的小経営 *Lehnenschaft* を基底として、領邦権力・前期的資本による大鉱山所有が成立し、「上から」の鉱夫組合の再編成が進行したのであつた。⁽²⁸⁾

(1) 採掘した鉱石を組合が一括して熔鉱し、金属で分配した例もあつたが、鉱石のままでの分配が普通であり、そのための *Erzteiler* の名も一部に見られた。採鉱・熔鉱両部門の分離が進むにつれ、鉱石買占人 *Erzkäufer* が両者の間に介在するようになつたが、この鉱石買占人を巡る紛争は殆ど絶えることがなかつた。尚ホエーメンの例によれば、採掘された鉱石の 1/8 が *Urbar* として特権領主に帰し、更に 1/6 が *Schmiedeneunteil* として鍛冶屋に提供され、残りが持分に応じて分配された。A. Zycha, a. a. O., SS. 275f.; G. Schmoller, I S. 686.

(2) 『鉱業法』A十一、十四、十七条、B十三、二十一、二十六条。G. Schmoller, II SS. 989f. 994f.; A. Zycha, a. a. O. SS. 258ff.; O. Hue, a. a. O., SS. 224, 235ff. など。これら鉱夫組合役員の地位は、十二・三世紀以降の *Dortgermeinde* における村役人の地位に比定されるであらう。

(3) H. Ermsich, a. a. O., SS. LXXIX-LXXXV, XCV f.; A. Zycha, a. a. O., S. 286. 前述[A]註六を参照。

(4) *Prb. UB*, II SS. 168, 236-259; G. Schmoller, II SS. 1002ff.; A. Zycha, a. a. O., SS. 287-294; O. Hoppe, a. a. O., SS. 68f.; O. Hue, a. a. O., SS. 162f. シュレンスベックにおける *Lehnenschaft* 契約締結の一例は、この点を示して

らる。即ち鉱夫組合を代表する Rechenmeister Lorenz Seiler と坑夫を代表する Obmann Hans Grundel との間で Lehnenschaft 契約が締結された際、「鉱夫 Seiler は坑夫 Grundel に向つて次のように述べた。『Wir wollen Euch die Lehnenschaft lassen, und zwar erklären wir uns bereit, Euch zum Bergbau die Haapel, ferner Kübel und Seile zu liefern, und wenn Euch Gott Erz beschert, dann sollt Ihr uns die siebente Mark davon geben!』」(下線引用者) I. Bernhard, a. a. O., S. 29. シュモラーはオエスタライヒ地方において「高利貸的企業家」wucherisches Unternehmertum が Leihhauer の頂点に現われていた事実を指摘して注意を促かしている。Ebenda, S. 1003.

(5) この事實は Zycha が、「鉱山業の經濟・法制史に關する文献解題の中で、v. Wolfstrigel-Wolfskron M., Die Tiroler Erzbergbaue 1301-1665 及び v. Isser-Gaudenthurn M., Schwazer Bergwerksgeschichte, Berg- u. Hüttenm. Jahrb. 52 (1904) u. 53 (1905) に基つて述べている。もし原著を読むことが出来、またこのような點に關する他の鉱山の事情が明らかにされれば、当時の鉱山業において採掘行程が多数の小経営に分割されていた、という主張は一層その根拠を増すであらう。A. Zycha, Miscelle, Bd. 5, S. 254f.」の點に關連して當時の技術について一言しておきたらう。この時期の採鉱部門の技術的發展としては、横坑建設と並んで印を捺したように堅坑の深化が挙げられている。以前の数ラハターに比して平均一四ラハターとも云われ、シュネーベルクでは三〇ラハターを越す坑道が多く、最高は二〇〇或は五〇〇ラハターに達したという。このような外延的拡大から転じて労働手段を見れば、基本的な採鉱具は殆ど十三世紀當時——本稿、[A]註(8)参照——と変らず、これに対して搬出具や排水装置が改善された、という特徴が見られる。火薬、ハッパの採用、壁塗りの普及などは十七世紀末以降のことであつた。即ち十五・六世紀の鉱山業の繁栄は、古い技術的基礎を根本的に變革することなく規模だけを擴げ、搬出・排水装置にのみ改善の跡が見られた、という技術的特徴を持っていた。

A. Zycha, a. a. O., S. 298 ; O. Hue, a. a. O., SS. 233, 256f. ; G. Schmoller, II, SS. 975f. ; O. Hoppe, a. a. O., SS. 89f., 158f.

(9) „Kux“ という語の起源は定かでないが、ボネーメン地方の *kux* Ⅱ *Teil* から起つたという説がある。マイセン・ザクセン地方では、この語は十五世紀後半に初めて用いられた。南ドイツでは更に遅いと思われ、例えば一五二七年のフンガー家の財産目録は、鉱山持分の記載に當つて鉱山株を用いてゐない。O. Hoppe, a. a. O., S. 72; K. Kaustsky, Die Bergarbeiter und der Bauernkrieg vornehmlich in Thüringen, in: Die Neue Zeit, 7. Jahrg. 1889, S. 342 Anm.; J. Strieder, Inventur, S. 85, 91.

(7) 例えば鉄鉱山では四、鉛・蒼鉛・錫・銅及び水銀鉱山では八一三二、という数が多かつたと云われる。G. Schmoller, II S. 986.

(8) Zit. v. G. Schmoller, II S. 986, 1016; Ä. Steinbeck, a. a. O., Bd. 1 S. 204. マグロコロハ Georgius Agricola Ⅱ 一四九四年サクケンに生れ、すべれた鉱物学者として「鉱山の父」と云われた。その著書「鉱物に関する研究」De Re Metallica は、彼の死後（一五五五年没）二〇〇年に亘つて世界の鉱物研究者の宝典であつた。

(9) O. Hoppe, a. a. O., SS. 149-154, Anhang XIII Bergantliche Schätzung der Schneberger Gruben, 1477 年の作成。

(10) 前註の史料より作成。尚十五世紀フライベルクの史料によれば、鉱山株一株は四二一三一〇〇主として一〇〇一二〇〇〇で売買されてゐたと云われる。G. Schmoller, II S. 986.

(11) „die uslendischen haben groß und vill teile auf dem berg und des berges vil geynsen.“ とする同時代の記録 *von dem bergbau in der gegend von O. Hoppe, a. a. O., SS. 7ff., 71ff.*; R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 1 S. 189.

(12) A. Zycha, Miszelle, VSWG, Bd. 5 SS. 259ff., 279ff. 前注 III B [一] を参照。

(13) 前注 III B [二] 及び IV A を参照。以上のような持分所有者、組合員の変動はこの時期の鉱山業の特徴的な現象である。例えばハルツ鉱山では貴族、修道院と並んでゴスラー市の都市貴族が主な鉱夫であり、シュワルツワルトの Münsterthal 及

— 中世末期におけるドイツ鉱山業の繁栄とその特質 —

び Wisenthal の鉱山では Trudpert, Blasien 兩條道路の影響が如何に大きかったとは云え、「鉱夫組合はここでも他処と決して異つてはいなかつた。即ち近隣諸都市の市民、それには若干の富裕になつた原地の鉱夫 Bergleute an Ort u. Stelle が加わつてゐるが、から成り」、十五世紀に「この地で精錬所経営と同時に Kapitalintensiv な採鉱を行つていた大鉱夫組合の代表者は、帝國都市バーゼル、エスリンゲン、フライザッハの市民であつた。」同じく Todtau 鉱山においても十五世紀には「バーゼルの資本家と Rheinviertel の貴族が、フライブルク、トットナウ市民と並んで鉱夫として出現した。」またヴェルテンベルクの鉱山では、大公によつて設立された鉱夫組合の主要組合員は宮廷貴族、ケルントヘル、官僚であり、私的な鉱夫組合のそれは「圧倒的に商人」であつた。G. Schmoller, I SS. 706f., II SS. 966f.; O. Hue, a. a. O., SS. 224f.; J. Kulischer, a. a. O., S. 225; J. Strieder, a. a. O., S. 24; E. Gothein, a. a. O., SS. 597f.; M. Schürten, a. a. O., SS. 96f.; F. Tremmel, Ein steirischer Kupfer- u. Edelmetallbergbau, in: VSWG, Bd. 32, S. 228.

(14) J. Strieder, Inventur SS. 89f.; A. Zycha, Miscelle, VSWG, Bd. 5 SS. 283f. このような大鉱山所有の存在形態を示す二の事例を挙

在散の 坑道数	額	価	評
39	約 76.462	G	
11	3.972		
8	13.166		
1	210		
17	4.617, $\frac{3}{4}$		
15	9.395		
7	1.937, $\frac{1}{2}$		
2	—		
6	1.752		
2	120		
	114.422, G7 $\frac{1}{2}$ K		
37	94.097, G39		
11	2.070 $\frac{1}{2}$		
15	8.696		
13	4.416, $\frac{1}{2}$		
	109.270, G39K		
39	43.949, G20		
23	5.894, 10		
34	31.405, 10		
18	2.253, 30		
10	1.717, 25		
6	665		
12	4.289		
20	2.211, 16, 3		
	92.444, G48, 3		

げておこう。①一五八八年ザクセン侯の所有していた鉱山持分は、フライヘルクに一〇九〇口、シェネーベルクに一〇三口、アンナベルクに二

第13表 イェンバッハ会社の鉱山所有

商 会 名 フイルマ	鉱 山 名	持 分 数 (Viertel)
Fugger	Falkenstein (u. Erbstollen)	約 305以上
	Ringewechsel oberhalb des Ziller	246
	" unterhalb des Ziller	168
	„Am Gleirs“	10 $\frac{1}{2}$
	Schneeberg	97 $\frac{1}{2}$
	Gossensasserberg	264 $\frac{1}{2}$
	Klausen	123
	Garnstein	30
	Terlan	124 $\frac{1}{2}$
	Nals	32
Haug-L.	Falkenstein (u. Erbstollen)	約 342 $\frac{1}{2}$
	Ringewechsel oberh. u. unterh. d. Ziller	113 $\frac{1}{2}$
	Schneeberg	175 $\frac{1}{2}$
	Gossensasserberg	約 130
Katzbeck-M.	Falkenstein (u. Erbstollen)	約 179
	Ringewechsel oberhalb des Ziller	246 $\frac{1}{2}$
	" unterhalb des Ziller	423
	Schneeberg	60
	Gossensasserberg	66
	Klausen	20 $\frac{1}{2}$
	Imst	211
Terlan	165	

三六口など総計二
八三二口に達して
いたが、この数字
も侯の持分が多数
の坑道に分散して
いたことを物語っ
ている。本稿前号
二四頁参照。②一
五六五年フツガ
ー、ハウク、カッ
ベック三家による
「イェンバッハ会
社」の設立に際し
て、これら三家が
持ち寄った鉱山持
分は上表の如くで
あった。尚この地
方では各坑道は
まず九分され、各

Neunteil が更に四分された。これが Viertel である。従つて各坑道は三六 Viertel に分割されていた訳である。併しこれらの Viertel は「場所的區別」Örtliche Abgrenzung——實在的持分——ではなく、坑夫の Anteilsscheine——觀念的持分——であつた。ここでは一 Viertel 以下の者細持分も Viertel に数えられている。それは最少 $\frac{1}{128}$ であり、また一 Viertel の評価額は一八〇〇G 最高一六〇〇G と分化していた。L. Scheuermann, a. a. O., S. 17, 147.

- (15) この点鉱山業の中でも採鉱部門よりも精錬部門に、また採鉱部門内でも基幹の採掘行程よりもそれ以外の行程(搬出・運鉱・碎鉱など)において、マニユファクチャー——その歴史的性格は問わないとして——の形成が一層見られるのではないかと思われる。ゴータインもシュワルツワルトの鉄鉱業に關して「本来の坑道経営(採掘を指す、引用者)の Dezentralisation」と「精錬所への労働者の厳格な結合」とを対比している。E. Gothein, a. a. O., S. 665.

- (16) 後述(二)(註(4))を参照。

- (17) 例へばシュワルツワルトの Münsterthal では、十六世紀初に尚残つていた二の鉱夫組合 „Zum Gau“ と „Zur Bach“ とが合同して „St. Anna-Grube“ を結成し、これが皇帝マクシミリアンから特權と拡大された坑区とを獲得した。この再編された、鉱夫組合の果たした役割は、ギルド制の再編として絶対王政期に農村工業を烈しく抑圧しようとした、さまざまなカンパニーやコーポレーションのそれに比定できるであろう。組合制度、自体の變化としては、とりあえず次の二点を指摘しておく。變化の第一は、鉱山株り持分の頻繁な移転に対してその所有を明確にし併せて払込を確実にするための記帳制度の採用であり、Bergbuch, Gegenbuch が用いられ專屬の書記 Berg-u. Gegenschreiber がこれに當つた。變化の第二は、鉱夫集会開催間隔の延長で、従来の一週間から四週間、三ヶ月、半年と延び、「払込」の徴収、収益の分配もこれに伴つた。当時四週間毎に「払込」が徴収されていた Schneberg, Annaberg, Joachimsthal に対して、アグリコラは次のように云つている『マイセン地方のフライベルクでは昔の習慣が行われていた、即ち Steiger は毎週鉱夫から払込を徴収しまた採掘物を与えていた。併しこの習慣は十五世紀末以來變化し、兩者——「払込」の徴収と採掘物の分配を指す、引用者

——は年に三回行われるようになった』と。Zit. v. G. Schmoller, II SS. 988ff. ; A. Zycha, a. a. O., SS. 256ff., 280;

A. Steinbeck, a. a. O., SS. 206f. ; E. Gothein, a. a. O., S. 643.

(18) このような鉱夫組合の再編成は、若干の鉱山業の中心地帯に見られたのであって、鉱山業全体としては、これらの大鉱夫組合や会社から直接生産者の結合としての昔ながらの小規模な鉱夫組合に至るまで、さまざまの組織が重層的に現われ、その意味ではジョイエルマンの云うように「十六世紀の鉱山業は、正に凡ゆる種類の企業形態の眞の Musterkarte を示してゐた」のであった。I. Schuenemann, a. a. O., S. 4.

(二) 一 〔一〕 鉱山労働者層の形成とその蜂起。鉱夫組合の変質過程は、一方その再編成即ち領邦権力と結び付いた大鉱山(持分)所有者の組合、Hauptgewerkschaftの成立を齎らすと共に、他方彼等に対立して独自の経済的利害を主張する一群の鉱山労働者層を生み出した。彼等の蜂起が農民一揆や都市の打毀しなどと共に、十五・六世紀の「危機」を推進した「民衆運動」Volksbewegungの一環として少なからぬ意義を持つていたことは、既に政治史の研究によつてある程度指摘されているが、⁽¹⁷⁾ 鉱山労働者に関する基礎的な経済史研究が乏しいため、ここでは鉱夫組合の変質過程に関連して鉱山労働者の具体的な形態を明らかにし、併せて彼等の置かれていた経済的条件を抽出するに止めたいと思ふ。

さて一口に「鉱山労働者層」Bergarbeiterstand, Krappschaft, Belegschaft usw. と呼ばれる中には、大別しただけでも次のような層があった。⁽²⁰⁾

① 小鉱夫 Kleingewerke。当時の鉱山労働者層の中には、尙いくばくかの鉱山持分を所有してはいたが併し再編されてゆく新たな鉱夫組合には加入出来ない多数の小鉱夫II小生産者が含まれていた。既に見たように(前掲第十一表参

照) シュネーベルク銀山の鉦山株の六割余が三〇G以下であつたことは、これが鉦山株の評價額を示すのみでそのまま鉦山株所有者の分布を示すものではないにしても、少くとも直接生産者も亦三〇G以下と評価されたような鉦山株を保持し獲得する可能性が存在したことを物語っている。而もこれがシュネーベルクのように新たに開発され多量の産額を誇る鉦山——このような所では鉦夫組合の再編成、領邦権力・大商人の鉦山所有が比較的明瞭に見られる——の調査であつたことを考慮すれば、古くから採掘が続けられ鉦夫経営の基礎の強い鉦山ではこの可能性は一層大きかつたと云うことが出来るだろう。⁽³⁾のみならず十五世紀後半の繁栄期には、彼等の間にある程度経営拡大の指向が看取される。隣接する持分を買集め坑区を拡大してゆく、いわゆる *Zusammenschlagung* の途である。これは結局十六世紀に入つて「上から」のイニシヤティブで大規模に行われることになつたが、*Zycha* はそれに先行して従来から個々の小規模に行われていた傾向を認めている。⁽⁴⁾ ゴータインもシュワルツワルト鉦山業の中心地 *Todtnau, Münster* について、「財産状態によつて貴族に近づき」「娘を莫大な持参金つきで貴族の子弟に嫁がせ」併し依然として採鉦経営を続け「その蓄えを鉦山持分〔所有〕にはなく大部分砕鉦用水車 *Erzmühle* に投下する」ような鉦夫が、鉦夫共同体 *bergmännische Gemeinde* から離れることなくその内部で「貴族的地位」*aristokratische Stellung* を占めていたことを指摘している。*Todtnau* の *Absalon* 家や *Münster* の *Kreuz* 家などはその代表的な例であるが、前者は既に十三世紀に *Todtnau* 教会建立の保証人、十四世紀には *Weistun* 判告の立会人として現われ、十五世紀には鉦夫II 小生産者であると同時にフライブルク市の一貴族と義父の關係に立つていたと云う。併し十五世紀末以降、領邦権力・前期的資本による大鉦山所有の成立と共に自立的な土着の小鉦夫層の存在する基礎は崩され、両者の対抗、小鉦夫層の没落、*Lehnenschaft* の展開が進行した。⁽⁵⁾ テイロールにおける「土着の鉦夫」*Einheimischer* と「外来の鉦夫」

Ausländer (南ドイツ商人) との對抗はこの明瞭な例である。フツガー家について検討したように、彼等は「特権」の掩護下に文字通り「Kaufleute」購買者即ち鉱石買占人として或は原料や資金の前貸人として鉱山業に介入したが、彼等の独占は鉱産物の販路と資金の供給を越えて、後に詳述するように、鉄・脂・木材などの生産材や穀物・毛織物などの消費資料の取引にまで及んでいたために、小鉱夫層の反対(「反独占運動」)は効果を挙げ難かつた。十六世紀初頭フツガー家によって行われたティール産銅の値下げ競争に対する独立の鉱夫・鎔夫層の反対運動とその挫折はこれをよく示している。もちろん経済的条件の推移に応じて、小鉱夫層内部に複雑な反応と歴史的 성격の曲折も認められるが、大筋において、このような小鉱夫(鎔夫)層と鉱石買占商人Ⅱ大鉱夫との對抗は、十五世紀後半以降特に激化した市場規制の強化と問屋制度の拡充とを主要内容とする領邦(都市)権力・前期的産業資本一体の「商業独占」Handelsmonopole と局地的な分業関係を基盤として展開した農村工業との経済的利害の対立(「反独占運動」の基盤)に深く連つていたと云えよう。

② Leih(e)nhäuer。直接採掘労働に従事する「働く鉱夫」「小鉱夫」が尙広汎に残存していたとは云え、大鉱山(持分)所有者の特権組合とも云うべき「大鉱夫組合」Hauptgewerkschaft の所有する坑道では、採掘労働は何等かの形の fremde Arbeit に依存せねばならなかつた。彼等が持分を持たない狭義の鉱山労働者であるが、その実存形態において「小鉱夫」との間に一線を劃することは屢々困難であつた。この点に関して、十六世紀半ばの鎔鉱所所有者の勘定の「負債」の中で、「Erzlösung», «Sankost» 及び「Kaufgeld」の三費目が重要な地位を占めていた、という指摘は極めて興味深い。即ち「Kaufgeld」は自ら鎔鉱・精錬を行わない「小鉱夫」からの鉱石購入代金であるから暫く措けば、Leihhäuer の鉱石引渡しに対する買上価格である「Erzlösung」と、出来高又は時間給労働者 Gedinge・

第14表 ティロール鉱山における狭義の鉱山労働者

鉱山名	年代	Leh(e)nhäuer	Gedinger	Herrenarbeiter
Falkenstein	1589	603人	1368	2195
"	1599	675		1095
"	1605	606		958
Rörrerbüchel	1583	307 Scheiderを含む	79	1046 この他 116 Hilfs- u. Sucharbeiter
Rattenberg	1590	452	36	331 この中 33 Hilfshäuer
Erbstollen	1596	128		152
"	1599	107		93
"	1605	57		68

od. Herrenarbeiter, に支払われた労働（賃）を示す "Samkost" とは、狭義の鉱山労働者の中に大別して二つのタイプ——Lehnäuer 及び Gedinge- od. Herrenarbeiter いわゆる Lohnarbeiter——が存在したことを物語っている⁽¹⁶⁾。Lehnäuer は上表が示すように数の上では Gedinge- od. Herrenarbeiter に比べて遙かに少ないが⁽¹⁷⁾（第十四表参照）鉱山業の最も基幹的な採掘行程を担当していたことよって重要な意味を持っていた。先にわれわれは Lehnenschaft の特徴として①鉱夫・坑夫間の又貸し関係であったこと、②生産用具の貸与を伴う一種の劣悪な Teilbau 的性格を持つこと、③単純協業に基づく小規模経営であったことの三点を指摘したが、Lehnäuer はこのように鉱夫組合と Lehnenschaft 関係にあった直接生産者⁽¹⁸⁾ 鉱夫であった。彼等は一種の Zwischenmeister として更に少数の労働者——Lehnäuer od. Herrenarbeiter——を用いることもあったが⁽¹⁹⁾、十六世紀オエスタライヒ地方の Lehnäuer と鉱夫組合との関係について、シヨイエルマンは次の諸形態を明らかにしている。①「総鉱夫組合」Gesamtgewerkschaft——本稿での表現によれば「再編された鉱夫組合」或は「大鉱山所有者の鉱夫組合」Hauptgewerkschaftである——

は毎年クリスマスに坑区を Lehnhäuer に『貸出し』 „hinlassen“、これに對して Lehnhäuer は「山での分配」 „Teilung am Berg“ の度に——これは Kitzbühel では八回、インタル地域その他では十二回——凡ての採掘した鉱石を、組合に加入している個々の鉱夫に持分に應じてまた鉱夫の定めた価格で引渡した。この価格が上述の Erlösung (Lösung) である。②これと並んで鉱夫——例えばフッガー家——が一坑道の全持分を所有していた所では、坑道を賃借料の納付と引代えに賃貸し、Lehnhäuer は採掘した鉱石を自由に販売することが出来たし、また鉱夫の施した設備を利用して加工 (鑄鉱・精練) を行つた例もあつた。例えばフッガー家によるケルンテン地方の「フライベルク 鉱山・精錬業」の「鉱山・精錬所勘定」 Berg- u. Hüttenkonto の中に「a、フライベルクの Lehnhäuer 支払の精錬所・鑄鉱所・砕鉱所・鍛工所使用料」及び「b、自己の坑道及び山腹の Lehnhäuer に対する賃貸料」なる費目が計上され、夫々の使用料が精錬所一組^{シュト}当り二一四 G、鑄鉱所一回二一二 K、砕鉱所五 K などと定められていたことから明らかである。従つて十六世紀の中に嘗ての鉱石折半の形態が漸次消滅して右の兩形態に代つていたのである。また①の形態は一種の出来高制でもあつたから、Gedinge に関する最初の体系的立法と云われる、一四七九年のシュネーベルク 鉱業条例から一五〇九年の聖アンナベルク 鉱業条例に至る、一連のザクセン 鉱業条例を始めこの時代の多くの 鉱業条例の対象となつた出来高給坑夫 Gedingehäuer od. arbeiter も、右のような Lehnhäuer 特に①の形態のそれと殆ど区別のつかない状態だつたのではないかと思われる。彼等は組に分れて通常八時間交替で働き、組合専属の Steiger によつて一週間毎に出来高払で雇われていた。低廉な週給とそこに喰ひ込んでいた現物支払制は彼等の怨嗟の的であつたが、ともあれ基幹的な採掘行程を担当していたこれらの Lehen- od. Gedingehäuer 層が、極めて劣悪な状態——屢々次に述べる Herrenarbeiter にも劣ると云われた——に置かれていたばかりでなく、鉱山所有者

大鉱夫にとつて景氣變動に對処する調節器の役割を持つていたことを強調しておこう。尙、鉱山業と密接な関連にある薪炭製造 Holz- u. Kohlarbeit に於て Fürgedinger と呼ばれる Lehnknecht に相似な層が見られた。

③ 補助労働者 Herren- od. Gedingearbeiter。持分を持たない狭義の鉱山労働者層の中には、基幹的な採掘行程を担当する Lehnknecht と並んでそれより遙かに多数の龐大な補助労働者が存在した(前掲第十四表参照)。出来高給を受ける Gedingearbeiter と時間給を受ける Herrenarbeiter がそれである。彼等は、主として採掘以外の補助労働、即ち鉱石の搬出・選鉱・碎鉱・坑内支柱打込み、鍛工、巻揚機取扱及び排水などに従事していた。時代はやや下るが、一六三八年 シュワーツ鉱山に属する Falkenstein, Erbstellen, Ringenwechsel u. Palleten の各坑道における Herrenarbeiter の職種及び日給一覧表は、これら龐大な補助労働力の編成を示すものとして興味深い(第十五表参照)。Falkenstein u. Erbstellen を例にとつてやや詳しく検討してみよう。まず一見して、Herrenarbeiter が極めて多くの階層に分れていたことに気附く、即ち最高日給一七Kの一「書記」, „schreiber“ から最低日給四Kの一八三人の「小僧」, „seiberpueben“ に至るまで、職種と日給類に応じて合計二八の階層に分れていた。Hue は当時の出来高制について「常に統一的な Gedinge- u. Akkordgruppe をなしていた」というシュモラーの認識を批判して、それどころか多くの場合各組或は各グループ毎に「鉱山労働者の内部に猜疑と分裂を作り出すために」特別に区別された出来高制が採られたことを述べているが „Teile und herrsche!“ の傾向は Herrenarbeiter にも認められると云える。併しかかる階層化にも拘らず、そこにはほほ次の三階層が、即ち二四人の「監督」, „huetleit“ と五五人の「坑内大工」(支柱夫)の「親方」, „zimmermeister“ を中心とする監督・親方層、四五人の「坑内大工」(支柱夫)の「小僧」, „zimmerknecht“ を中心とする中間層及び二八六人の「運搬夫」, „truchenauffer“ と一八三人の「小僧」を中心とする下層労働者層が

第15表 ティロール鉱山における Herrenarbeiter の構成

Valckhenstain u. Erbstollen

人数	職 種	組当り 労 賃
7	huetleit } 監 督	15K
17	huetleit }	14
1	schreiber } 書 記	17
2	schreiber }	16
1	schreiber }	15
1	werchmaister	15
6	zimermaister } 大工親方	12
16	zimermaister } (支柱夫)	11
28	zimermaister } (親方?)	10
5	zimermaister	9
7	gstenglöger	8
1	zimerkhnecht } 大 工	8
1	zimerkhnecht } (支柱夫?)	7
43	zimerkhnecht }	6
7	knechtshuetman	8
1	knechtshuetman	7
4	pfalhackher	8
5	zueweitner	8
3	zueweitner	7
1	wenntpucher	8
2	wenntpucher	7
107	truchenlauffer } 運 搬 夫	7
88	truchenlauffer }	6
91	truchenlauffer }	5
13	stöllelknecht	4
2	buebenhuetman } 小僧頭	5
19	buebenhuetleit }	4
183	seiberpueben 小 僧	4
662		

In der Pälaiten

人種	職 種	組当り 労 賃
1	zimermaister } 大工親方	13K
3	zimermaister }	12
1	zimermaister } (支柱夫)	11
1	zimermaister }	11
1	wegmacher	12
2	knechtshuetleit	9
1	häspler 巻揚機操者	8
3	zimerknecht } 大 工	8
	} (支柱夫?)	
2	holtzhackher	8
1	fölssmauslauffer	8
1	stollenschlemer	7
2	knecht	7
29	knecht	6
4	stöllelknecht	5
2	buebenhuetman 小僧頭	5
41	seiberpueben 小 僧	4
95		

Am Ringenwexl

人種	職 種	組当り 労 賃
3	huetleit 監 督	13K
4	zimermeister } 大工親方	11
3	zimermeister }	10
	} (支柱夫)	
	} (親方?)	
1	gstengleger	8
1	gstengleger	7
1	zimerkhnecht } 大工(支	6
	} 柱夫?)	
2	gengtrager	6
8	knecht	6
32	knecht	5
4	stöllelknecht	4
1	buebenhuetman 小僧頭	4
34	seiberpueben 小 僧	4
94		

— 中世末期におけるドイツ鉱山業の繁栄とその特質 —

大別出来るであろう。特に監督・親方層は年凡そ五〇G以上の収入と考えられるから、その生活程度は必ずしも劣悪なものとは云えず、この点から鉱山労働者層内の異質的分子となる可能性を持つていたことに注意せねばならない。次にこの表に現われた職種中に「採鉱夫」が見られないことに氣附くが、これは採掘行程が *Lehnschaft* に出され *Lehnhäuer* によつて担当されていた事実を裏書きするものであろう。更に *Herrnarbeiter* の中では薄給の「運搬夫」と「小僧」が圧倒的に多い——全体の七〇%、下層労働者層は全体の七六%——ことが明らかである。前者は云うまでもなく採掘した鉱石の搬出を行つていたが、後者即ち「小僧」は、二人の「小僧頭」*„Bubenhuetman“* の監督の下に採掘した鉱石を「運搬夫による正規の搬出がそこからなら可能であるという地点」まで運び出す労働に従事し、一坑道で一〇—二〇人働いていたと云われる。彼等の大部分は二才から一八才までの少年であつたが、凡ての鉱山労働者がこの清掃作業 *Säubearbeit* を始め選鉱 *Kläuben* や搬出に彼らの少年期を捧げねばならなかつたことは、次のようなシュトリーターの概括から認められる。「一〇才から一二才までの子供は *„Bruch und Zage!“*——採掘した鉱石の良否であろうか？ 引用者——を選び分けて綺麗にするために選鉱小僧 *Kläuberbuben* として昼間作業へ出ねばならなかつた。彼等は鉱石を詰めた運搬箱 *Bergtruhe* を運ぶことが出来る程強くなると、今度は「運搬夫」*„Truhenläufer“* または *„Handzieher“* として使われた。この小僧奉公 *Bubendienst* が終ると始めて、彼等は槌と刃物を持った坑夫 *Häuer mit Schlegel und Eisen* になる。精錬業では多くの若者が、最初は炭焼 *Kiener* 及び木樵夫 *Holzknecchte* として彼等の労苦に充ちた人生航路を始める。そしてやがて幸運に恵まれて鑛斂所や精錬所において鑛夫または洗斂夫になる。」⁽¹⁸⁾ 彼等もまた *Lehnhäuer* と同様に組に分れ週給を受けていたと思われるが、当時の鉱山業において、このように補助的な作業行程を担当する龐大な単純不熟練労働力が用いられていたことが注目さ

るべきである。⁽⁸³⁾

以上鉦山労働者層を、小鉦夫、Lehnhauer 及び Herrenarbeiter の三のタイプに大別して説明したが、彼等は屢屢、史料の上で同一の表現を取っていたばかりでなく、相互間の交流もかなり容易であつたと思われ⁽⁸⁴⁾。そして彼等は、小鉦夫は別として鉦山または坑道に属し、個々の鉦夫に属するものではなかつたから、ある鉦夫——例えばフッガー一家——がある坑道の全持分の1/3を所有している場合、ショイエルマンの表現を借りれば、該坑道の労働者の1/3が fuggersisch ではなく凡ての労働者が1/3つづつ fuggersisch であつた。このことは一鉦山乃至坑道の所有が数人の鉦夫に分割されていた地方において、組合役員ひいては領邦権力の鉦業官僚の影響力の大きかつたであろうことを推測させる。⁽⁸⁵⁾ともあれ「小鉦夫」から「補助労働者」まで含めた広汎な鉦山労働者層が、十五・六世紀の繁栄期に鉦山の中心地帯に形成され、大鉦山〔持分〕所有者⇨大鉦夫層に對立して独自の経済的利害を主張する社会層として無視し難い勢力にまで成長するに至つた。彼等の蜂起は、ドイツ封建社会を揺がした「反独占」の嵐の中で、就中「農民戦争」に先行する数十年間には烈しく統廃した。⁽⁸⁶⁾鉦山労働者層の蜂起それ自体については別の機会に談ることとし、最後にかかる蜂起の統廃と同時に挫折をも規定していたと考えられる、鉦山労働者層の置かれていた経済的條件を、鉦山地帯の経済的構造に関連させながら考察しようと思う。

(1) 例え⁽⁸⁷⁾ K. Kautsky, Die Bergarbeiter und der Bauernkrieg vornehmlich in Thüringen, in: Die Neue Zeit, 7. Jahrgang, 1889 SS. 289-97, 337-50, 410-17, 443-53, 507-15.

(2) 鉦山労働者がなまじりな階層から成つてゐたことは、「鉦業条例」の中にも反映している。例えば Kremb 鉄鉦山に対する鉦業条例(一四〇一)は、「Erzknappe」と「Arbeiter」を區別し、「Omnistatistisches大条例(一五一七)は、「Hauer」、

— 中世末期におけるドイツ鉦山の繁栄とその特質 —

„Knecht“, „Scheider“, „Bub“, を區別し、クライン・鋳業条例 (一五五〇) は、„Gewerke“, „Knappe“, „Holzknechte“, „Köhler“, „Plühausleute“, „Hammer- u. Nagelschmiede“, „alle Untertanen beim Bergwerk“ を區別してゐる。Zycha は職種に依じて〔熱練労働者(1)常雇労働者(2)坑夫(3)巻揚機操者(4)測量夫(5)水汲み、(6)臨時雇(7)分割夫 Metallteiler (8)碎鉄・選鉄夫(9)革袋製作夫(10)時報夫 Stunden (Schichten) ausrufer。〕〔不熟練労働者(1)婦人(2)子供(3)丁稚(4)日傭、を區別してゐる。O. Hue, a. a. O., S. 258; A. Zycha, a. a. O., S. 298. 尚以下の叙述では採鉄部門に問題を限ることとする。〕

(e) G. Schmoller, II, SS. 986f.; E. Gothein, SS. 597f., 633ff.; M. Schürten, a. a. O., S. 96.; A. Zycha, Miscelle, Bd. 33, SS. 218 ff.

(4) A. Zycha, Miscelle, Bd. 5, SS. 284f.; E. Gothein, a. a. O., SS. 640ff. テイロールの鋳山は特に零細持分の分散・混在が甚だしかつたが、十六世紀に政府に対して『清浄』„Bereinigung“の訴えが度々提出された。I. Scheuermann, a. a. O., S. 73 富裕な鋳夫が更に大鋳夫組合から坑区を借受け、経営を拡大した例も見られる。即ち一見 Lehnenschaft と形態は相似であるが、「真の相違は経済的な点にある」(マルンホルト)と云われた Teilmiete (Teilpacht) がそれである。I. Bernhard, a. a. O., SS. 38f. シェトリーターも「小鋳夫」arme Bergbauunternehmer から資産家に成り上つた事実を否定出来なると云っている。但しその中に、御用商人・鋳業官僚を兼ねた M・レーマーをも含めてゐる。J. Strieder, Studien, SS. 17f. マンスフェルト精錬業についてモェレンベルクは、「ここでは自ら鋳冶を建設したり伯爵から賃借したりして、鋳夫としての経営を拡大していった上昇した鋳夫層について述べ、「勤勉な人にとつてはここにはまさに上昇し前進すべき機会があつた」と云つてゐる。W. Mollenberg, a. a. O., S. 14.

(5) E. Gothein, a. a. O., SS. 637f.

(6) 十六世紀前半の社会的動亂——農民一揆、都市の打毀し、鋳山労働者の蜂起など——の經過後、領邦国家体制の確立、再

編成の進行と共に、小鉱夫層の没落を嘆く声は一層明瞭になり、領邦権力によって小鉱夫層の鉱山への緊縛し保護の政策がとられた。L. Scheuermann, a. a. O., SS. 92-4, 383 ; E. Gothein, a. a. O., S. 667.

(7) 次項 „Fleerwerthandel“ の意義を参照。

(8) 本稿三B〔一〕前号三六・七頁参照。

(9) 「反独占運動」を「農村工業」と「商業独占」との経済的利害の対抗と捉えれば、その経済的基礎過程の基本線は毛(麻)織物工業を基軸とする農村工業の展開に求むべきであろう。従って鉱山業を当面の分析対象とする本稿は、いわば裏面から「反独占運動」の基盤を考察しているとも云えよう。

(10) このような労働者の大量の存在こそ、シュトリューダーが当時の鉱山業を「高度資本主義のミクロコスモス」と規定した際の重要な論拠をなしていたのである。J. Strieder, Studien, SS. 39ff.

(11) A. Zycha, Miscelle, Bd. 5, SS. 253ff. これは鑛鉱所所有者の勘定であるが、鉱夫組合についてもほぼ同じことが妥当する。例えばシュイエルマンは、フッカー家のシュワーツ鉱山業の勘定に見られる「鉱石採掘のための支出の構成」を説明した部分で、① „Erzlosung“ の中に Leihhauer に対する支払と共に、Freigrübler や小規模な「鑛鉱を営まぬ」鉱夫から引取った鉱石のための „Kaufgeld“ も計上されていたこと、② „Sankost“ には „Gedinge- u. Herrenarbeiter“ の労賃の他に建物の建設・維持費なども入っていたこと、③更に新しい鉱脈の探索や特に不利な場所へ働く Leihhauer に対する手当が認められることを述べている。従って、採鉱部門の直接生産者を「小鉱夫」、「Leihhauer」及び „Gedinge- u. Herrenarbeiter“ に大別することは、このことから認められるであろう。L. Scheuermann, a. a. O., S. 36 ; F. Tremel, a. a. O., S. 233.

(12) L. Scheuermann, a. a. O., S. 303 ; A. Zycha, Miscelle, Bd. 5 S. 254 及び作成。

(13) L. Scheuermann, a. a. O., S. 384, Hue も一五一七年のオヘンスタライヒ大条例一四一条及び一五三二年のザルツブルク

— 中世末期におけるドイツ鉱山業の繁栄とその特質 —

条例三二条に基いて、この点を確認している。但し「鉱業条例」に表現された限りでの領邦権力の意図は、Lehnshäuer による労働者の雇傭をむしろ制限しようとしたものであった。O. Hue, a. a. O., S. 255.

- (14) ①の鉱石が“Losungserz”と呼ばれたのに対してこれは“Kaufers”と呼ばれたが、これは前述の“Kaufgeld”による鉱石調達と殆ど相違がない訳で、この場合には「小鉱夫」と Lehnshäuer の差は殆ど見分け難いと云わねばならない。Freigrübler と呼ばれる層も恐らくこれに近いのではないか。

- (15) L. Scheuermann, a. a. O., SS. 229ff.

- (16) シュモラーは鉱石折半の古い形態のみを Lehnenschaft と呼び、Erlösung による鉱石引渡しは Gedinge と考えているように思われる。その場合シュモラーは Lehnenschaft と Gedinge の相違を、労働者が鉱石の所有者であるか「採掘された鉱石に対する貨幣賃銀の要求を持っていた」かの相違と考えている。従ってこの見解によれば、古い形態と、②の形態が Lehnenschaft であり、①の形態が Gedinge となるであろう。G. Schmoller, II S. 1006 鉱夫組合から相対的に自立した Lehnshäuer と鉱夫組合によって雇傭され且つ採掘労働に従事した Gedingehäuer との差は、現在の私には殆ど区別がつかない。これらの Gedinge に関する諸規定の要点については、一四七九年のシュネーベルク鉱業条例から一七八四年のバイエルン・上部ハルトツ鉱業条例に至る主要な鉱業条例の重要な規定を表示したベルンハント前掲論文の結びを参照。

- (17) 古い時代には採掘は六時間、二―四交替——四交替の場合は二の昼組と二の夜組 ehene u. lössere Tageschicht, ehene u. lössere Nachtschicht——で行われていたと思われるが、この時期には八時間、二―三交替が一般的になっていた。この八時間が正味の労働時間 Arbeitszeit か、出入坑時間を含んだ坑内時間 Schichtdauer であつたかは鉱山によって異つてゐる。二・三の史料を示せば、①アグリコラ。「一昼夜二四時間は三組に分けられ、各組は七時間づつ、他の三時間は Mit-
telstunden として、その間に坑夫が坑道を出入した。」②一五〇九年二月五日の「聖アンナベルクに対するゲオルク公の鉱業条例」。八十三条「第一組は朝四時に、第二組は十二時に、第三組は夜八時に入坑し、かくして各組とも八時間完全に働

を „und also irtzliche schicht acht stunden vorkommenlich in der arbeit bleiben“ Steiger が叩き出さず „ausclopfen“
 までその場所を離れてはならない。そして各組には、労働者がそれを聞いて集まり遅れたために許しを乞わねばならぬこと
 のなりよう、一時間前に鈴を鳴らして知らせるべきである。』八十四条「わが役人が夜間労働を禁じていたので、どの坑で
 も三組の労働が行われていたのではない。一組のみで働いている所では、朝の組の労働が四時間延ばされるべきである。』
 ③一五八五年の『クッテンベルク鉱業条例』は、『古くから』行われていた八時間労働を次のように述べている。第一組は
 朝七時に *Kaue*——坑道入口の小屋——に集合、八時に入坑して四時まで、第二組は三時集合、四時に入坑して夜半一二時
 まで、第三組は夜半一一時集合、一二時に入坑して朝八時まで。交替者は槌とのみ、手から手へ渡さねばならなかった
 と。坑夫に対する週給の支払については *Schlesien* (1528), *Joachimsthal* (1541, 1548), *Kurtriel* (1564), *Prätz* (1565)
 の各鉱業条例は毎週金曜日の支払いを、*Ungarn* (1575), *Kuttenberg* (1585), *Württemberg* (1597), *Kurköln* (1699)
 のそれは毎週土曜日の支払いを定めていた。H. Ermisch, a. a. O., S. 192; O. Hue, a. a. O., SS. 233, 259-274; G.
 Schmoller, II. SS. 1012ff., 1019f.; A. Zycha, a. a. O., SS. 303ff.

(18) L. Scheuermann, a. a. O., VIII. Soziales, bes. SS. 390ff.; O. Hue, a. a. O., S. 14: Die Lohnarbeiter b. Ver-
 hältnisse der Lohnarbeiter V. Schutz gegen Anfälle und Krankheiten に挙げられている史料を参照。一五五五年テ
 イロールの地方議会は、「鉱夫が直接の自己経営を行う代りに余りに多くの坑道を *Lehnenschaft* に出している」ことにつ
 て、苦情を表明した。L. Scheuermann, a. a. O., S. 379; G. Schmoller, II. SS. 1002ff.

(19) 前号四九頁註(25)を参照。その他 L. Scheuermann, a. a. O., SS. 234f., 384.

(20) これら補助労働者はかなり早くから鉱山地帯に見られるが、彼等が初期において鉱夫とどのような関係にあったかは明ら
 かでない。烈しい論争を惹起した鉱山におけるいわゆる賃労働者の早期存在の主張も、シュモラーが軽視した——彼の労
 働共同態という概念には補助労働者が欠けている——これら補助労働者層に注目したものであろう。A. Zycha, *Miszelle*,

Bd. 6 SS. 268-276 ; O. Hue, a. a. O., S. 256 ; L. Bernhard, a. a. O., SS. 43ff.

(21) L. Scheuermann, a. a. O., SS. 439-444, Anhang VI より作成。日給と云つたのは一組^{グロウ}当りの給与であるが、原則として一人一日一回の入坑であつたから仮に日給と表現したまでである。主要な職種に附した訳語と三階層への区分は、いづれも引用者が仮に試みたもの。同じく十七・八世紀シエタイエルマルク鉱山における労働力の編成については、F. Tremmel, a. a. O., SS. 239, 244. を参照。

(22) O. Hue, a. a. O., SS. 269ff.

(23) „huetleit“ (Hutleute) にてつて G. Schmoller, II S. 1000.

(24) 尚この表に排水夫 Wasserkrächte が見られないのは、彼等が出来高制の下にあつたためか、表中の „stilleknecht“ 運搬夫、小僧などが排水作業を行つていたためか、或はその他の理由によるものか不明である。ともかく Eettenhardtsches Bergbuch によれば、一五三二年に同じフルケンシュタインの深坑 Tiefbau では毎日五一六〇〇人の排水夫 Wasserheber が働つてゐたと云われる。A. Zycha, Misczelle, Bd. 5 S. 256, Anm. 1 ; J. Strieder, Studien, S. 40.

(25) J. Strieder, a. a. O., S. 42 ; A. Zycha, Misczelle, Bd. 5, S. 255, Anm. 5 ; L. Scheuermann, S. 382 Anm. 11 ; G. Schmoller, II S. 1010. ; 「鉱山労働者の中には一定の序列があつた。最下層は清掃夫であつた。彼等の中で最も年長の最も勤勉な者が運搬夫に選ばれ、働きのある運搬夫のみが坑夫として雇われた。」 F. Tremmel, a. a. O., S. 240.

(26) 前述註 (17) を参照。尚これら労働力の統轄の上で、監督・親方クラスが重要な役割を果してゐたのではないかと思われる。シュワルツワルト銀山の Herrnarbeiter の労働条件について、一五一七年の条例によれば、週給は坑夫に八 Schill. 運搬夫及び巻揚機操者に六 Schill. であつた。併しその支払は六週間毎に行われた。作業は一日三組制で、昼組は午前七一一時、午後一一五時、夜組は夜半を挟んで同じ時間であつた。E. Gothein, a. a. O., S. 647.

(27) L. Bernhard, a. a. O., SS. 43f. 49 ; O. Hue, a. a. O., SS. 258f. 鉱山労働者の蜂起の際の苦情の中に、小鉱夫の要求

がかなり強く含まれていたことから、この点は認められる。G. Schmoller, II SS, 1007f.

(28) L. Scheuermann, a. a. O., S. 42. 鉱山労働者の蜂起の原因にこれら組合役員または鉱業官僚の労働者に対する不当な取扱が挙げられていることも、これを物語っている。而も領邦国家体制の確立後は、鉱山労働者の雇傭は益々 Bergamt に移ったと云われる。G. Schmoller, II SS, 1008f.

(29) 鉱山労働者の蜂起については不明な点が多いが、比較的知られている大規模のものだけでも、Kuttenberg (1413, 1496-7), Sachsen (1467, 78, 96, 98), Tiro (1500-25), Joachimshai (1517, 22, 24) などが挙げられ、また一五二四・五年の「農民戦争」において、鉱山や精錬所が攻撃対象になった例も少くない。それに関連してここでは領邦国家成立の基礎過程研究の観点から、次の二点を指摘しておきたい。①大筋から見れば、鉱山労働者層の蜂起の挫折を含む「反独占運動」の一時的退潮——力関係の上での——は、「農民戦争」の勃発に先行し、むしろ「農民戦争」はこれを与件として受取りそのような客観的条件の中で戦われたのではないか。その意味で「農民戦争」のみ見て「反独占運動」を見ないとすれば、それは大きな片手落であろう。もちろんこのことは「農民戦争」の意義を軽視するのでは毛頭ない。②それにも拘らず「反独占運動」は領邦国家体制の確立後も消滅することなく、農民一揆と絡み合って「下から」の発展を示す一条の赤い糸として、領邦国家体制の経済的基礎——いわゆる「領邦経済」Territorialwirtschaft——を揺り崩しつつ過か十九世紀まで連なっていたこと。以上の二点は尚推論の域を出ないが、領邦国家体制の生成、発展、止揚のダイナミックな過程を理解する上に必要な基礎的な視点ではないかと思う。

(IV) Pfennerhandel の意義。鉱山労働者層の蜂起の諸原因の中で、その苦情からみて、生活必需品の高騰と、その独占的取引による大商人の莫大な利益獲得とが大きな意味を持つていたことは、殆ど疑うことが出来ない⁽¹⁾。そこでわれわれも鉱山労働者層の置かれていた経済的条件を考察する一の手懸りとして、当時の鉱山地帯に著しく見られ

た生活必需品の独占的取引即ちいわゆる Pfennerhandel を取上げようと思つ。Pfennerhandel が当時鉦山地帯において広く行われていたことは、これと結びついた現物支払制 Trucksystem の禁止規定が各地の「鉦業条例」に見られる点から一応明らかであるが、ここではやや先廻りして、その最も明瞭な事例と目される十六世紀オエスタライヒ鉦山業におけるフッガー家のそれを例にとつて、問題を進めて行こう。

当時特に南部及び東南部ドイツの鉦山地帯には、小鉦夫 (鋸夫) から鉦産物を買入れ逆に生産材や消費資料を供給する「問屋」„Verleger“ „鉦石買占人” „Erzkäufer“ などと呼ばれる商人層が見られた。彼等は多く附近の都市の有力者 (商人) ——土地所有者を含む——であつたが、フッガー家は屢々これら地元の有力者 (「問屋」) を自らの代理店 Vertreter として、これと結びながら鉦産物の取引範囲を拡大した。フッガー家のガスタイン支店長としてケルンテン・シュタイエルマルク一帯の銀を買占めていた Meierhof は、「多くの軋轢と少ない利益しか齎らさなかつた」 Pfennerhandel を「中央の詳細な指示を受けることなく」「彼自身の計算で」営んでいたが、このマイエルホーフや同じく初代プレスラウ支店長としてフッガー家のウンガルン・シユレジェン進出に大きな役割を演じたプレスラウの有力者 (商人) キリアン・アウエルなどは、「問屋」の典型的な姿と云えるだろう。鉦山持分を獲得し大鉦夫になるにつれ、フッガー家は一五二六年 B. Burkhart, Ch. Herwart H. u. A. Bimmel 兄弟と「シユワーツ鉦山・精錬・生活必需品取引会社」„Schwazer Berg-, Schmelz- u. Pfennerw.-Handel“ を設立して二四〇〇〇 G を出資し、更に「シユワーツ脂・鉄取引会社」„Unsit u. Eysenhandel zu Swatz“ にも一三〇〇 G を投じて参加した。ナイロールでは「鉦山裁判所 Bergericht」管区が、一の Pfennerhandel に纏まり、当該鉦山の大鉦夫がこれに出資するのが通常の組織であり、フゲラウの如くフッガー家が全鉦山を排他的に所有していた所では Pfennerhandel

もまた排他的に営まれていた。而も Pfenwerthandel が大鉱夫によつて『名譽職として』, 'ehrenamtlich' 行われていたのではなく、利益の多い取引であつたことは次の例から明瞭であろう。即ち一五四三年シュワーツ鉱山裁判所が「土着の鉱夫」(Stöckl や Tänzl など) に対しては採掘した銀の 2/3 の、「外来の鉱夫」(フッガー) に対しては 1/2 の自由な販売を承認した際、フッガー家が経営の苦難を訴え自由販売の割合を土着の鉱夫と平等にするよう要求したのに対する回答の中で、次のように述べられている。「三、「外来の鉱夫」が實際かかる多大の損害を受けつつ採鉱・鑛鉱しているとは信じ難い。さもなくば彼等は『かくも秘密を蔽守している』《die sy doch in so grober geheim erhalten》会計帳簿を、Stöckl や Tänzl と同様閲覧に供することを躊躇しないであらうに。」「六、「外来の鉱夫」は脂、穀物及び他の生活必需品を多量に貯蔵し、『それによつて少なからぬ利益を挙げることが出来るのだ』《daun sy auch nit wenigern nutz vnt gwynn gehabt nugen》」^(e)と。また一五六五年フッガー家のシュワーツ支店長 Seb. Kurtz と、数年来フッガー家と種々の取引を行つて来た同地の有力商人 Urban Mair との間に締結された契約は、この仕組を一層明白に示している、即ち①フッガー家は Pfenwerthandel 経営のために六〇〇〇 G を投じ——この利子は五%——、② U. Mair は自己の危険で Pfenwerthandel を行つて鉱山労働者に穀物・脂などを直接引渡した。③併しその代金は、Pfenwerte を購入した鉱山労働者からではなく「彼等^{クナツメン}に対して貸銀支払を留保していた」フッガー家から、9/10 だけが支払われた。従つてフッガー家は何の危険を冒すこともなく、利子の他に販売高の 1/2 を居ながらにして得たのである。一五六五年フッガー、ハウク及びビカツベック三家によつて設立された「イェンベツハ会社」の決算諸表は、もはや Pfenwerthandel が、採鉱・精鍊業を主要業務とするこの会社の重要な管みの一環として、組織的に行われていたことを、余す所なく伝えている。「一、二の例を示すに止めるが、①一

1585年末のイェンパッハ会社の財産目録

IV 生活必需品の在庫

1 穀物:

a) シュワーツに.....	20,401,9	グルデン
b) ラッテンベルクに.....	3,794,	6,2,2
c) ハルに.....	355,45,	2,2
d) シュテルツィンクに...	987,	12
e) イムストに.....	42,11	25,580,24グルデン

2 シュタンスのパン.....	506,45
-----------------	--------

3 脂及びチーズ

a) シュワーツに.....	11,367,	7,4
b) ラッテンベルクに.....	868,39,	2
c) シュテルツィンクに...	223,31,	12,459,18,2
		合計 38,546,27,3

V シュワーツの毛織物取引

103種類の商品.....	9,255,4,—,2
---------------	-------------

VI イムストの鉄及び脂取引

1 脂.....	95,	6,2
2 鉄.....	40,50,	
3 その他.....	3,18,2,	2
		合計 139,14,4,2

五八五年の同会社の「決算」 Jahresrechnung は合計三七勘定から成っていたが、その中「鉍山業」八、「神鉍業」二、「精錬業」三に対して、Pfenwerthandel に関連する勘定は「穀物買入」 Getreideinkauf 一、「穀物取引」 Getreidehandel 五、「脂及びチーズ買入」 Schmalz- u. Käseinkauf 一、「脂取引」 Schmalzhandel 三、「毛織物取引」 Tuchhandel 一、「脂及び鉄取引」 Unschlitt- u. Eisenhandel 一、「製粉及び製パン業」 Mühl- u. Backwerk 一と二三の多きを数え、その他に「水車場」と「鋸作業場」の勘定が一つづつ挙げられている。⁽⁸⁾ ②これに照応して同年の「財産目録」には、上のような評価が見られる。⁽⁸⁾

③同じく一六五六年の「財産目録」は次の評価を含んでいる。⁽⁸⁾

1656年イェンバッハ会社の財産目録

資 産

I シュワーツの不動産

ハルの鉱石及び穀物倉庫	620, 2
メッツの鉱石及び穀物倉庫 1	20,
タレンツの鉱石及び穀物倉庫 1	25,
ナッセライトの鉱石及び穀物倉庫 1	162,

II 動 産

生活必需品の取引に関して (bei)	416, 45, 2
シュタンスの製粉・及び製パン業に関して	200,
イェンバッハの生活必需品取引の家屋内に	283, 13,

III 在 庫

シュワーツの穀物取引に関して	5.438, 25, 1
シュテルツィンクの穀物取引に関して	1.151, 17, 2, 2
シュワーツ及びイェンバッハの脂取引に関して	5.524, 一, 4
シュテルツィンクの脂取引に関して	264, 30
シュワーツの毛織物取引に関して	5.243, 18, 1, 2

IV 種々の部門における残高

シュワーツの毛織物取引に関して	7.535, 52, 3
シュワーツの穀物取引に関して	1.122, 39, 4
イェンバッハの脂取引に関して	113, 20

右に見たように Pfenwert-handel は、最初は『問屋』と呼ばれる個々の商人によって、後には領邦権力・前期的資本による鉱山所有と鉱夫組合の再編成が進むにつれ、特権的な——会社形態さえ取った——大鉱夫組合の手によつて組織的に行われたのであった。而もその営みを立入つて考察すれば、まず一方、取扱商品（鉄・木材・脂・穀物・毛織物など）の調達は、農村では農民自身の手による自由な販売の阻止やグルントヘルの生産物地代・先買権などを通じて、或は共同地の収奪や利用制限を通じて、即ち当時尙農村に規制

力を持っていた Zwing und Bann を媒介として、都市ではギルド規制に基づく問屋制支配の拡充によって、これを買占め、また他方鉞山地帯においてこれらの生産資材や消費資料を、外部からの売込みや鉞山労働者層の自主的な自由な購入を禁止しつつ、屢々小売りより高値で専売していた。「ライヘンシュタイン鉞業条例」(一五〇九年)には、十二条「ビールの販売量は Richter によって定められる。」十三条「魚と四旬齋の食物 Fastenspeise の販売のため Richter が Geschworene と共に価格を定める。……」十四条「魚以外の凡ての生活必需品の購入は「領主によって公認された、引用者」市場でのみ行われる。自分の慣習で村から取寄せようとする者は予め Richter に申出ること。一切の呼売り Hockerei、買占 Aufkauf は「ショックグロッシェンの罰で禁ぜられる。」などという規定が含まれていたが、更にサクセン鉞山地帯における、塩の取引を鉞業都市に集中しようとする都市商人 Krämer と農村市場 Dorfmarkt における自由な売買を維持しようとする農村の小人 Führleute との、烈しい抗争に関するフェルゼンの研究も示すように、特に鉞山地帯は、十五世紀後半から激化する市場強制と問屋制度の拡充を巡る「農村工業」と「商業独占」の対抗の中心的な舞台をなしていた。⁽¹²⁾ こうして鉞山業の繁栄と共に、領邦権力や大商人による大鉞山所有の拡大と表裏一体となってこれに密着する Pfennerhandel も亦展開し、その結果鉞山地帯には Pfennerhandel 及びこれに結びついた営み——前期的資本の経済的営み——に依存せねば生活出来難いような条件が形成されていったのである。⁽¹³⁾ シュワルツワルトの鉄鉞山地帯では、その地の鉞山所有者が同時に「よろず屋」Kram と称する店舗を開いて自ら小鉞夫や鉞山労働者層に対する生産資材・消費資料の一手販売を行い、領邦政府もこれに關与して「Pfennerhandel」の特に展開したティエロールでは、「鉞夫に穀物と脂を公正な価格で供給する」ため「調藩局」Pfenneramt が設置されたと云われる。また前述のテューリンゲンのホッホキルヒ村は、一四九五年秋

フツガー家によつて精鍊所が建設されて以来「労働者住宅」Arbeiterwohnung の密集した鉱業地帯となつたが、フツガー家はその地でまず酒類の小売権を獲得し、次第に生活必需品全般に手を掛け、遂には一種の「酒保経営」Kantinenbetrieb を開くに至つた。而もこの「酒保経営」がフツガーの手中にある低級裁判権によつて保証されていたことは先に見た通りである。更に監督・親方層の兼管する居酒屋が鉱山労働者の生活に深く喰ひ込み、「イエンバツハ会社」を始め若干の鉱山所有者が「単なる穀物買入から進んで製粉や製パンをも自ら行い、」それらが烈しい不満を喚び起した事実から明らかなように、再編された特権的鉱夫組合制度の下では、鉱山労働者の一切の生活の源がこの特権的組合（鉱山所有者）によつて抑えられ、組合はその鉱山所有を基礎として鉱山地帯の一切の経済的営みを規制するようになった。このことは当然、鉱山地帯における社会的分業の展開を歪曲し特異な経済的構造を作り出さずには置かない。豊かな銀鉱脈の発見される前夜、十五世紀半ばには南ドイツのありふれた一市場町 Marktfecken に過ぎなかつたシュワーツは、鉱山業の繁栄と共に、大量の鉱山労働者の流入によつて様相を一変し、十六世紀半ばの調査によれば全人口——考若男女合せて——約三〇〇〇〇の中鉱山で働く者 Knappenstand 約一二〇〇〇と云われた。驚くべき局地内專業化である。このような歪曲された社会的分業の編成（「特異な経済的構造」と「上から」把握された Pfenverhandel との相関関係が、鉱山労働者層の蜂起とその挫折を深く条件づけていたと思われる。

以上、中世末期のドイツ鉱山業は、その産額はヨーロッパに冠絶し、その生産物は国際的商品として全世界に販売され、その経営形態は一部ではあれ既に單純協業の域を出る一種のマニファクチャに達していた。それにも拘らずそれは、まさに当面の段階において、「局地的市場圏」の成立・拡大に表現されるような新たな再生産構造——社会的分業の新たな編成——と本質的に対立する、旧来の再生産構造の一環——而も重要な拠点——をなし、その繁栄は程度

の差こそあれ右に見たような経済的構造によつて支えられていた。だからこそ領邦権力・前期的資本による鉱山所有は、「封建反動」の拠点としての歴史的意義を帯びていたのであった。

(1) G. Schmoller, II. SS. 1007f.; L. Scheuermann, a. a. O., S. 379.

(2) K. Kautsky, a. a. O., S. 347; O. Hue, a. a. O., SS. 275f.; L. Scheuermann, a. a. O., S. 390.; F. Trenmel, a. a. O., S. 229. 但し現物支払制そのものが禁止されたのではなく、労働者の意志に反して、現物を支払うことのみが禁止された。実際問題として現金で支払われるより現物で支払われた方が労働者にとっては便利だという事情も存したからである。

(3) Pfennerhandel という場合には、穀物、食用油、チーズ、毛・麻織物などの生活必需品の取引を指し、鉄、照明用脂、木材などの生産資材の取引は、夫々 Eisen-, Unschlitt- u. Holzhandel と呼ばれている。ここでは、厳密な意味での Pfennerhandel はかりでなく後者も併せて考察する。

(4) マイエルコーフの場合 Pfennerhandel が軋轢多く利益少いと云われているが、後述するように Pfennerhandel は屢々多大の利益を挙げている。従つてむしろこの場合には、小売商人層の烈しい競争を考へるべきであろう。このような「問屋」による Pfennerhandel の営みは、特権領主と密接な関係にあつたようである。既に十四世紀初上層ライン地方では、生活必需品の鉱山労働者への引渡しは特権領主の官僚に委託されていたと云われるし、フッガー家もシュレンジエンの鉱山支配に際して、逸早く同地方において Pfennerhandel を営む特権を獲得した。尚鉱山地帯における生活必需品の売買は、先に見たように「採鉱自由の原則」に含まれていたが、鉱山地帯の自治的な Gemeinwesen への成長を表現する「採鉱自由の原則」が、この段階においては逆に前期的資本による鉱山支配を支える一条件に転化して注目に値せらるゝ。G. F. v. Pölnitz, II. S. 20; E. Fink, a. a. O., SS. 299, 311; E. Gothein, a. a. O., SS. 665ff. 本稿

四[A]参照。

- (5) J. Strieder, Inventur, SS. 24, 69f.; L. Scheuermann, a. a. O., SS. 25f.
 (6) L. Scheuermann, a. a. O., SS. 59ff.
 (7) Ebenda, S. 96.
 (8) Ebenda, SS. 262-79.

第15表
 Lawanttaler Hander der Fugger(1577)

品目及び単位	買入価格	販売価格
Schmalz 1 Pfund	5-6 K.	6-7 K.
Käse "	2 "	$3\frac{1}{4}$ - $3\frac{1}{2}$ "
Schweinefleisch "	5 "	6-7 "
Roggenbrot 1 Laib	$7\frac{1}{2}$ "	$8\frac{1}{2}$ "

Propriohandel (1585)

	G	G
Roggen 1 Vierling	1,7,2 ,1	1.18,4,1
Weizen	1,34,2,1	1,48,-,3
Schmalz 1 Pfund	$24-26\text{M}$ ($4\text{M}=1\text{K.}$)	1B ($=30\text{M}$ $=7\frac{1}{2}\text{K.}$)
Schweinefleisch	$24-25\text{M}$	1B
Käse	2K	10M

L. Scheuermann, a. a. O., S. 231, 284.

(9) Ebenda, Anhang
 XX, SS. 488-90.

(10) 「イエレンバッハ公社」
 の場合これらの生産
 資材及び消費資料の主
 な買付先は次の通りで
 あった。鉄はシュタイ
 エルマルク Leoben 鉱
 山、照明用脂はバツサ
 ウ、リンツの屠殺業者
 Metzger やゲラーツ
 地方の農村、穀物、食
 用油、チーズは低地オ
 エスタライヒ、バイエ
 ルン、ボエーメンの一

部など。毛織物については不明。「イエンバッハ会社」などの大商人は地元の有力量者——グルントヘル、「問屋」などと結ぶことによつてこれらを買占めたが、その場合これら地元の有力量者が、Zwing u. Bann を利用して、前期的資本による買占を支える役割を果した点に注意せねばならない。シュタイエルマルクの鉄工業におけるツィンフト制の再編過程については、例え²⁴ A. Zycha, *Miszelle*, Bd. 6 SS. 87ff. 木材独占の一例については R. B. Hilt, *Die Eibenholzmonopole des 16. Jhts.* in: VSWG. Bd. 18; F. Walter, *Die österreichischen Eibenholzmonopole des 16. Jahrhunderts*, in: VSWG. Bd. 27; K. Kautsky, a. a. O., S. 412²⁵ 先買権及び共同地収奪の問題に関してはさしあたり前掲拙稿史学雑誌六五の三、本稿前号四五頁以下などを参照。因みに共同地を巡る問題は、「ドイツ農民戦争」における中心的な争点であった。尚買入価格と販売価格についてシュタイエルマンの挙げている例を表示すると前表の通りである。この中 Lavantaler Handel der Fugger では、フッガー家がその地の三六坑道全部と精錬所一、鍛冶場二、脂倉庫一、砵鉢場四それぞれに管理人 Verweser の居住する Handelshaus を所有していた。

(11) Ä. Steinbeck, a. a. O., Bd. I SS. 145f. 但し十二条だけは全文を要約した。「一般に鉱夫による生活必需品の販買 Pfennerabgabe が小売りより以上に高値であつたことが、[Pfennerhandel からの利益の不法な高さに関する] 凡ての上述の非難にとつての前提である。」一五六八年 Gossensab, Schneberg 両会社は「イエンバッハ会社による穀物の余りに高い販売価格について訴えた、即ち「穀物価格が他処ではおしなべて下落しているのに、²⁶ 彼等²⁷ は相変らず今迄通りの値段で売つてゐる。」L. Scheuermann, a. a. O., S. 391, 393. その他 Kitzbühel ではチーズが他処の二倍の値段で引渡されていることが訴えられ、一五五六年 Pfennerhandel からの利益を二〇〇〇〇と評価した御料局は、一五八七年穀物が共同購入よりもいさ少し廉い値段で労働者に提供される筈だと計算した。A. Zycha, *Miszelle*, Bd. 5 S. 257. シュワーツ鉱山では小鉱夫²⁸ (Schwarzberg) が商人のかかる独占に対抗して、小鉱夫組合の機能による鉄、脂などの一括購入の計画を企図し、また「農民戦争」に際して Gaßmair——彼はシュテラルツインクの著名な鉱夫・「土着の鉱夫」の出である——がテ

イロールに広めた改革案の中では「私的商業の完全な廢止」が主張されていた。H. Wopner, a. a. O., S. 58, 80; G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg, SS. 259-61.

(12) 詳細は別の機会に譲ることにして要点だけ簡単に記せば、Halle の塩坑からザクセン鉞山地帯への塩の輸送は古くから Führleute と呼ばれる農村出身の小商人によつて行われていたが、鉞業都市の相次ぐ成立と共に十四世紀頃から次第にそれら鉞業都市の商人 Krämer がこれに介入した。最初は彼等は Führleute から買集めて販売していたが、後には自ら Halle へ出掛けて直接購入し Führleute の営みを圧迫した。こうして塩取引を鉞業都市の市場に集中しようとする Krämer と、村の市場 Dorfmarkt における自由な取引を維持しようとする Führleute との対立が烈しくなった。十五世紀の経過中 D^o Pegau, Altenberg, Annaberg, Belgern, Bischofswerda, Dippoldiswalde, Frankenber, Geyer, Marienberg, Mithweida, Neustadt, Schneeberg, Schwarzenberg, Sebnitz, Zwickau などの都市に対して、塩取引に関する市場特権——特権市場の開設、Bannmeile の強化——が「一般の利益のために」認められ——フライベルク市は十四世紀から——十六世紀にかけて Führleute による密輸入 Einschleifen と村の市場における塩取引とに關するこれら特権都市の訴えが跡を断たなかつたと云われる。Krämer による塩取引の独占 Salzhandelsmonopole は、十六世紀には領邦國家体制の一環たる都市参事会自身の手に移され——いわゆる Ratsmonopole——、このような事情を背景に「絶対主義への傾斜」を示したとされるザクセンのフリードリッヒ侯の支配が確立したのであった。O. Fürsen, Geschichte des kurtsächsischen Salzwesen bis 1586; O. Hue, a. a. O., SS. 136-42.

ウオプナーもイロールについて「ツンフト制及び工業活動をツンフト成員のために独占化し都市周辺の農村工業 Gau-handwerk を出来る限り制限しようとした努力は、農民及び鉞山労働者の間に旺盛な反対を見出した。」と述べ、次の史料を註記している。『ラッテンベルク鉞山裁判所〔管区〕の労働者は一五二二年、ラッテンベルク市の利益のために農村工業に発せられた命令に反対して示威運動をした。』H. Wopner, a. a. O., S. 79.

河' K. Kaser, Die Ursachen des Bauernkriegs, in: VSWG. Bd. 9, S. 581; Quellen zur Geschichte des Bauernkriegs in Deutschland 1525, hrsg. v. H. Wopfnar を参照。特にシュワーンの鉱山労働者は、蜂起に際して次の如く買上りの Pfenwerhandel の廃止を要求した。„daz aller furkauf und pfenwert handel, so si den wuecher nennen, bei den grossen gesellschaften abgestellt und die Fuggerischen und ander kaufleut aus dem perckwerch getann und fron und wehl in massen wie bei weiland erherzog Sigmunds zeiten an ainich verer versatzung zu unsern handen geantwort und gericht.“ G. Franz, a. a. O., Aktenband, S. 329, Nr. 157.

(13) 南・東南ドイツの就中大会社の支配下の鉱山で特に現物支払制が展開し、これが Borgsystem を通じて債務奴隷に近込むものとして鉱山労働者の怨嗟の的となっていた事情が、この点から明らかであろう。既に一五一〇年頃ティロールにはウツレルツ(居酒屋)・パン屋、肉屋が給料日前に彼等に負債を負っている労働者に金を融通し、そのため労働者は給料日には何も買わぬかホンの僅かしか獲得しないかという慣習が作られていた。G. Schmoller, II SS, 1013f.; O. Hue, a. a. O., S. 275; L. Scheuermann, a. a. O., SS, 390ff.; A. Zycha, Miscelle, Bd. 5 SS, 256ff.

(14) E. Gothein, a. a. O., SS, 665f.; G. Schmoller, II S. 1014; G. F. v. Pölnitz, II S. 46; 本稿前号四六頁。フッガー家のインスブルック支店(ティロール)では消費資料販売店が開かれていたが、返済に苦慮した大公が役人に対する俸給の支払いを停止したため、彼等は「フッガーの店で俸給差引 Gehaltsanspruch の勘定で毛織物、ぶどう酒、食料品その他各種の品物を受取つて」いた。この「フッガー家のインスブルック支店に……売っていないものは殆ど何もなかった」と云われている。G. F. v. Pölnitz, I S. 37.

(15) ヴェルテムベルク鉱業条例(一五五九)は組合役員に対して坑道附近でぶどう酒販売店を開くことを禁じケルン鉱業条例(一六六九)は鉱夫に対して、鉱山労働者に現金の代りに高く計算された現物を渡すことや、賃銀の全部ではないが半分を鉱夫の家で、大酒に費すよう仕向けることを禁じていた。O. Hue, a. a. O., S. 276; G. Schmoller, II S. 1013. 鉱山所有

者が単なる穀物輸入から進んで製粉や製パンを直接行っていたことは、前述の一五八五年の「イェンバッハ会社」の決算勘定に「シュタンスにおける製粉・製パン業」が見られることから明らかであろう。而もこれは決して例外ではない。「カントール会社」もこれを行っていた。一五八〇年 Falkenstein 及び Erbstollen の Lehnführer 15, das ihnen mit allain nit gewerlichs und gerechts getraid und vbel bachten brott gegeben, sundern sy auch im tax beschwert vmd vbernommen werden. (下線引用者)と訴えた。L. Scheuermann, a. a. O., SS. 391, 393; A. Zycha, Misczelle, Bd. 5 S. 257; B. Penndorf, Geschichte der Buchhaltung in Deutschland, S. 95. 箇この時期に目立って現われる副業、Nebearbeit の禁止とそれに反対する訴えは、右に述べたような事情と関連させて考えると極めて興味深い。

- (16) A. Zycha, Misczelle, Bd. 5 SS. 247-56. 一四七一年サクセンのシュネーベルクで豊かな銀鉱脈が発見された時、「魔法に力のかの如く」wie durch einen Zauber 忽然としてその地に都市が成立し、一五一六年聖ヨアヒムスタール鉱山が開発された時八〇〇人以上の鉱夫がそこへ流れ込んだ、と云われる。K. Kautsky, a. a. O., S. 347.

〔附記〕 本稿の一部は昭和三十二年度日本西洋史学会大会において発表された。

